

高鍋町公共施設等総合管理計画



令和4年3月改訂

高 鍋 町

目 次

第1章 計画策定の目的等

1 計画の基本方針

- (1) 計画の策定の基本的な考え方 1
- (2) 計画の基本方針 1

2 計画期間等

- (1) 計画期間及び位置づけ 2
- (2) 個別施設計画の策定 3

3 計画の対象施設 4

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

- (1) 公共施設 5
- (2) 公共施設保有量の比較 6
- (3) インフラ施設 6
- (4) インフラ施設保有量の比較 6
- (5) 有形固定資産減価償却率の推移 7

2 総人口や年代別人口についての今後の見通し 7

3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

- (1) 中長期的な経費の見込 8
- (2) 対策の効果額 10
- (3) 過去に行った対策の実績 10
- (4) 充実可能な財源の見込 10

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方針 13

2 現状や課題に関する基本認識 14

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- (1) 点検・診断等の実施方針 14
- (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 15
- (3) 安全確保の実施方針 16
- (4) ユニバーサルデザイン化の推進方針 18
- (5) 耐震化の実施方針 18
- (6) 長寿命化の実施方針 18
- (7) 統合や廃止の推進方針 19
- (8) 総合的かつ計画的な管理を実現するためのマネジメント組織体制の構築方針 19

4 フォローアップの実施方針

- (1) 業務サイクルによるフォローアップ 20
- (2) 議会や住民との情報共有 20

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共施設

- (1) 町民文化系施設 21
- (2) 社会教育系施設 23
- (3) スポーツ・レクリエーション系施設 24
- (4) 産業系施設 27
- (5) 学校教育系施設 28
- (6) 子育て支援施設 30
- (7) 保健・福祉施設 31
- (8) 行政系施設 34
- (9) 公営住宅 36
- (10) 公園 39
- (11) 供給処理施設 40
- (12) その他建築系公共施設 41

2 インフラ施設

- (1) 道路・橋梁・農道 43
- (2) 水道施設 44
- (3) 下水道施設 45

第1章 計画策定の目的等

1 計画の基本方針

(1) 計画の策定の基本的な考え方

これまで本町は、長年にかけて、文化・教育・体育施設などの公共施設のほか、道路、橋梁、上下水道施設をはじめとする生活に欠かせない数多くのインフラ施設の整備を進めてきました。これらの施設は、住民福祉の向上や快適で豊かな生活を支える社会基盤として重要な役割を担い、日常生活のあらゆる場面の中で、世代を超え、多くの町民の方々にサービスの提供と恩恵をもたらしてきました。

しかしながら、主に高度成長期及び1970年代後半から1980年代に建設されたこれらの多くの施設が、ここ十数年で法定耐用年数を経過し、老朽化によって安全に使用することが困難な状況を迎えます。現在と変わらず、引き続き同じ規模の施設を維持しサービスを提供していくためには、多額の経費を伴う大規模改修や建替えを実施しなければならず、その時期も集中することから財源確保と財政負担の平準化が課題となっています。

また、近年では総人口が2万人を割り込み、今後、人口構成も大きく変化していくと予想されており、それに伴って公共施設等の利用需要が変化し、余剰となる施設の整理や既存施設の有効活用が課題となってくることから、将来に向けて施設規模・総量の見直し、最適な配置、運営・維持・修繕費等のコスト抑制について検討していかなければなりません。

これからの施設管理には、こうした課題に対応していくために施設を「長く」「安全に」「賢く」使うことを主眼においたファシリティマネジメント#の考え方に基づく管理手法を導入し、限られた財源と資産の有効活用を図っていく必要があります。

これらを踏まえ、高鍋町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、公共施設全体の現状や課題を把握しながら、将来人口及び財源などの分析をもとに、今後の公共施設等の維持管理の取り組みに関する基本方針について定めたものであり、公共施設等の整備や維持管理を計画的かつ効率的に行うことで、施設寿命の延長や利活用の促進、適正な規模による供給と維持に努め、社会情勢の変化に応じたまちづくりに向けた持続可能な住民サービスの水準と財政運営の均衡を目指すことを目的に策定するものです。

(2) 計画の基本方針

総合管理計画の基本的な考え方を踏まえ、以下の3点を基本方針として、目標設定を行い、計画を推進していきます。

- ① 量の最適化：所有する公共施設の量と適切な配置の最適化を図る。
- ② 質の長期化：安心と安全を維持し、良質なサービスの提供を長期的に継続することに努める。
- ③ コスト抑制：民間ノウハウの導入も視野に入れ、サービス水準の維持・向上と財政負担の軽減・平準化を図る。

ファシリティマネジメント…企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活動する経営活動。（「公共ファシリティマネジメント戦略」：JFMAより引用）

① 量の最適化：総量縮小における目標 ⇒ 総延べ床面積 5%削減

量の最適化を検討するにあたっては、公共施設ニーズの減少に対して、敷地面積・建物面積など供給数量適正性に基づく公共施設の供給基準の見直し、施設利用度評価による余剰施設の洗い出し、行政サービスの見直しを含めた拠点の再配置などを総合的に判断して総量縮小の方向性を検討していくものとします。また、縮小方法は、廃止、複合化、集約化、用途変更等の様々な方法を検討し、総施設数だけではなく棟数や総延べ床面積の縮小を図っていきます。

② 質の長期化：長寿命化における目標 ⇒ 法定耐用年数の 25%以上延長又は経過年数 50 年以上

質の長期化にあたっては、計画的保全による修繕・改修工事を計画的に実施し、質の維持・向上を図り法定耐用年数を超えて施設の長期間使用を可能とすることを目指します。既に長期間使用して役割を終えた公共施設については、耐震補強などにより耐久性の高い構造躯体の安全性を診断しつつ、内装や設備などを改造・改良して用途変更する等の有効活用を図るなど、長期間使用を検討していきます。

インフラ施設(舗装道路は除く)に関しては、更新時に耐久性の高い材料などを採用する方法や、「長寿命化修繕計画」などに基づいた予防保全による計画的な修繕を行って品質を向上させ、施設利用者の安全性を確保しつつ、物理的に使用可能な期間を延ばすことを検討します。

③ コスト抑制：コスト削減策・財源調達

建物が建設されて解体撤去されるまでのライフサイクルコストの中で維持管理費は、点検費、保守費、清掃費、警備費、消耗品費、水道光熱費から構成されており、その割合は、建設費をはるかに凌ぎ約 8 割以上を占めます。実際に発生しているコストについて内容を分析し、各費用についてコスト削減策を検討していく必要があります。

また、経営資源の有効活用の視点から、「無駄な施設は持たない」「必要な施設は最大限に活用する」意識のもと資産の売却、用途変更等による貸出、運営方式や PFI/PPP などの新たな財源調達の方法を検討しコストの抑制に努めます。

なお、実際に公共施設等の用途変更や統合・廃止する際は、利用者・住民への情報公開を積極的に行い、協働の理念のもと理解と合意形成がなされるよう、意見収集や十分な話し合いの機会を設ける必要があります。

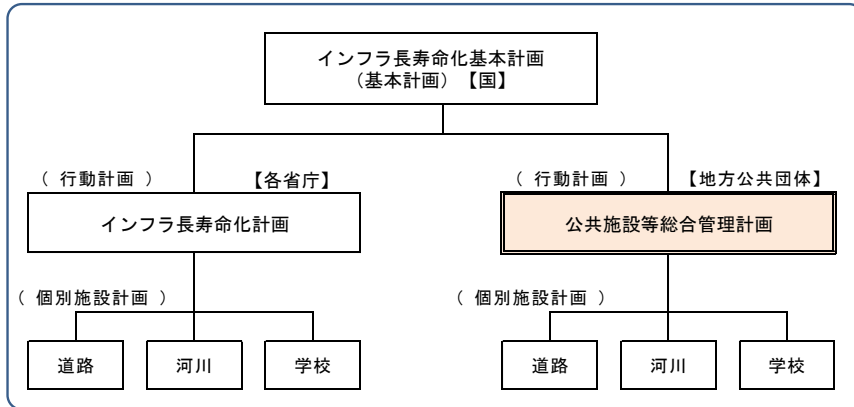
2 計画期間等

(1) 計画期間及び位置づけ

総合管理計画は、2017 年度（平成 29 年度）から 2036 年度（令和 18 年度）までの 20 年間を計画期間とします。ただし、総合管理計画は、中長期的な視点が不可欠であることから、今後の社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

総合管理計画は、高鍋町総合計画に基づくほか、町の各種計画と連携するものであるとともに、国の「インフラ長寿命化基本計画」及び 2014 年（平成 26 年）に総務省より通知された公共施設等総合管理計画策定指針に基づき策定する計画として位置づけします。

図 1-2-1 総合管理計画の位置づけ



(2) 個別施設計画の策定

総合管理計画の基本方針に基づく具体的な実行計画として位置づけられるものが個別施設計画であり、個別施設毎の長期修繕計画などがこれに該当しますが、個別施設計画は、公共施設等の長寿命化、更新、統廃合など最適化の方向性を示す計画であるため、既策定の長寿命化計画等を除き、新たな計画の策定にあたっては、全庁的な体制の下で検討していくものとします。

個別施設計画は、長寿命化計画のアクションプランなどと連動するものであるため、長寿命化計画の策定をもって個別施設計画の策定に代えるものとしますが、総合管理計画との整合性を図ることに留意する必要があります。

図1-2-2 公共施設等総合管理計画の位置づけ・計画期間のイメージ

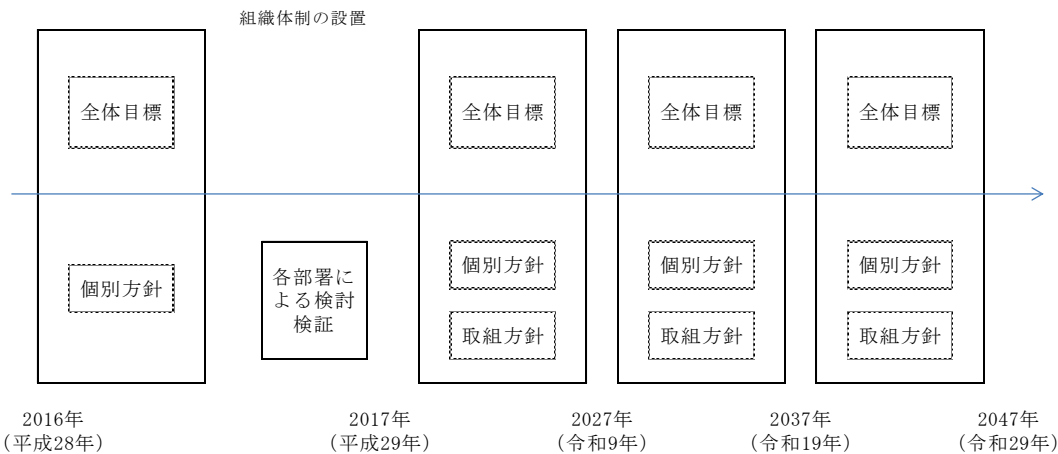


表 1-2-1 長寿命化計画等の策定状況

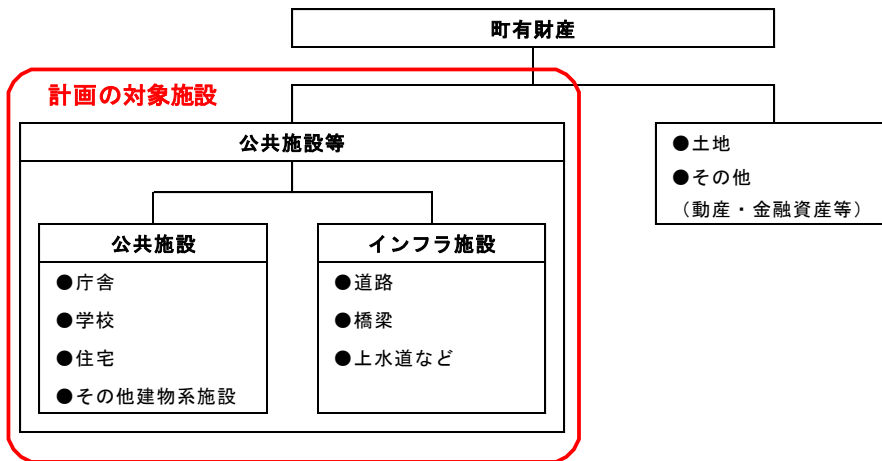
施設種別	策定計画等（予定）	策定年度	
		策定年度	策定年度
公営住宅	高鍋町公営住宅等長寿命化計画	2011年度	（平成23年度）
公園	高鍋町公園施設長寿命化計画	2013年度	（平成25年度）
道路	高鍋町道路ストック総点検	2013年度	（平成25年度）
橋梁	高鍋町橋梁長寿命化修繕計画	2012年度	（平成24年度）
下水道	高鍋町下水道長寿命化計画	2012年度	（平成24年度）
下水道	高鍋町下水道ストックマネジメント計画	2021年度	（令和3年度）
学校施設	高鍋町学校施設等個別施設計画	2020年度	（令和2年度）
公共施設	高鍋町公共施設個別施設計画	2021年度	（令和3年度）

3 計画の対象施設

総合管理計画で対象とする公共施設等とは、町が所有する資産のうち公共施設とインフラ施設を指し、公共施設とは、庁舎・学校・住宅等の建物系施設（付帯設備等を含む）を、インフラ施設には、道路・橋梁・上下水道等をそれぞれ対象としています。

また、本計画に計上している公共施設等の施設数、面積、耐用年数等の基礎情報は、2021年（令和3年）3月31日現在における各種台帳（固定資産台帳・財産台帳・道路台帳など）及び各課聞き取りによるものです。

図 1-3-1 計画対象施設の範囲



第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

(1) 公共施設

表2-1-1に示すとおり、本町は、89施設、延べ床面積94,134.59㎡の公共施設（工作物を含む建築物）を有しています。また、施設用途による分類別でみると、図2-1-1で示すとおり、公営住宅が32.8%、学校教育系施設が26.0%、スポーツ・レクリエーション系施設が10.6%となっており、全体の約7割を占めています。

図2-1-2は、年度別の施設整備延床面積の推移を時系列に示したものですが、1981年（昭和56年）以前の旧耐震基準に該当する建物面積が全体の約4割を占めており、今後は、耐震化や老朽化への対応が課題となります。また、1970年代から1980年代に建設された多くの施設が経過年数30年以上を超えるため、現在の施設数量を今後も維持していくためには、近い将来に大規模改修や更新などの整備が必要となります。

表2-1-1 公共施設等の分類

大分類	中分類	小分類	施設数	延べ面積
公共施設	町民文化系施設	公民館、その他の集会施設など	3	3,154.98 ㎡
	社会教育系施設	図書館、美術館など	4	3,947.67 ㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、運動公園、レクリエーション施設など	12	10,374.57 ㎡
	産業系施設	加工施設	1	122.74 ㎡
	学校教育系施設	小学校、中学校、給食施設	5	25,390.79 ㎡
	子育て支援施設	保育園	1	568.37 ㎡
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設、保健センターなど	9	6,084.51 ㎡
	行政系施設	庁舎、消防施設など	21	7,276.90 ㎡
	公営住宅	町営住宅	8	32,121.12 ㎡
	公園	公園施設	18	848.77 ㎡
	供給処理施設	廃棄物処分場	1	648.69 ㎡
	その他建築系公共施設	駅前駐車場、教職員住宅など	6	3,595.48 ㎡
計			89	94,134.59 ㎡

図2-1-1 施設類型別延床面積

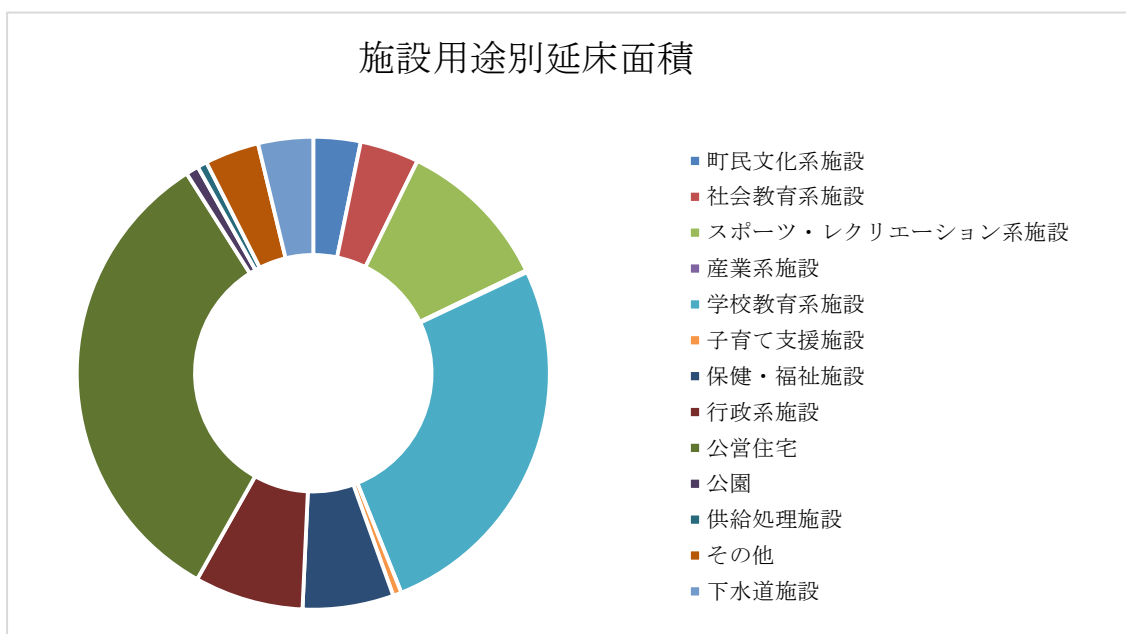
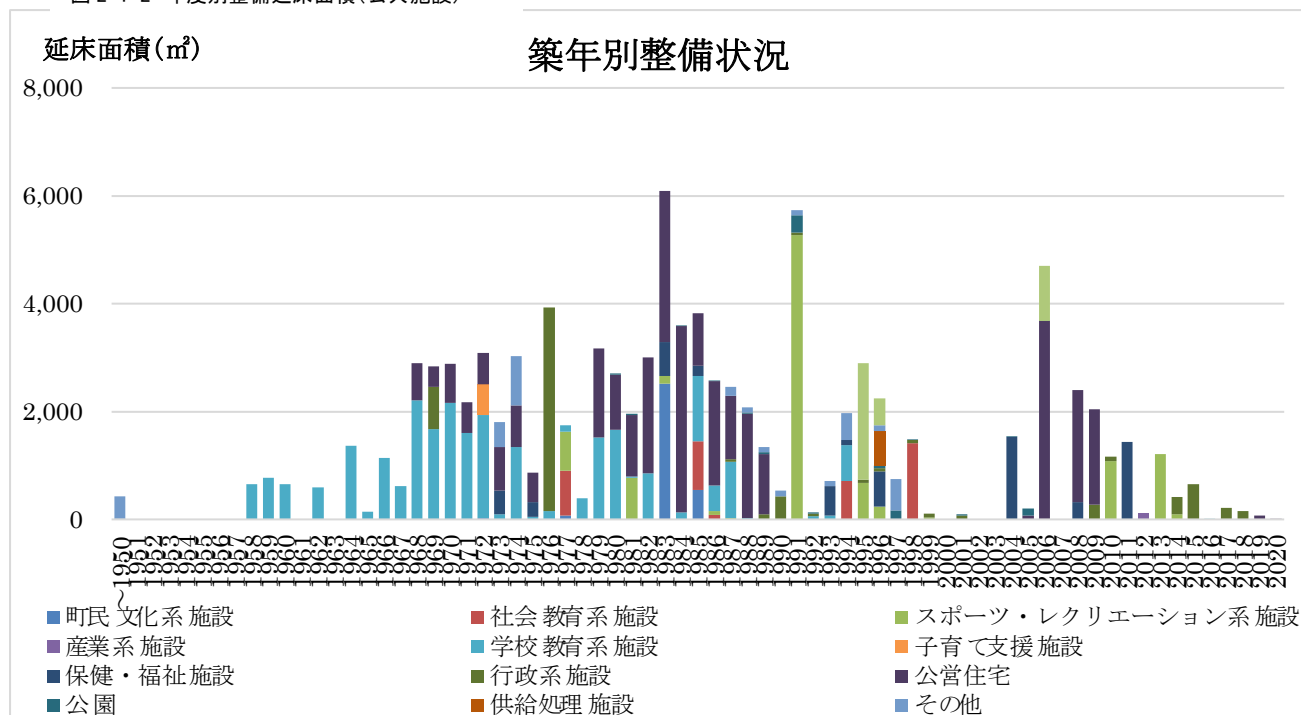


図 2-1-2 年度別整備延床面積(公共施設)



(2) 公共施設保有量の比較

本計画策定を行った平成 29 年 3 月 31 日時点と、現在の保有量を比較すると施設数が 3 施設減、施設総面積が 746.08 m²減となっています。

蚊口西の二地区、樋渡地区の津波避難タワーが建設されましたが、高鍋町総合交流ターミナル施設の譲渡や時計台の除却などがあったため全体として減少しています。

(3) インフラ施設

表 2-1-2 に示すとおり、本町は、道路 718 路線 280,452.00m、農道 248 路線 53,068.00m、橋梁 121 橋 1,282.00m、上水道管路 164,763.40m、上水道施設 4 施設、下水道管路 50,075.77m、下水道処理施設 1 施設を有しています。

表2-1-2 インフラ施設の分類

大分類	中分類	施設数	施設規模
インフラ施設	道路	718	280,452.00 m
	農道	248	53,068.00 m
	橋梁	121	1,282.00 m
	上水道(水道管布設総延長)	—	164,763.40 m
	上水道(浄水場、ポンプ場)	4	1,167.90 m ²
	下水道(管渠延長)	—	50,075.77 m
	下水道(浄化センター)	1	3,676.75 m ²

(4) インフラ施設保有量の比較

本計画策定を行った平成 29 年 3 月 31 日時点と、現在の保有量を比較すると、道路が 19 施設(2,498.4 m)増、農道が 35 施設(18,833.7m)減、上水道(水道管布設総延長)が 3,663.29m増、下水道管(管渠延長)が 1,637.91m増となっています。農道の減は農道認定の見直しによるものになります。

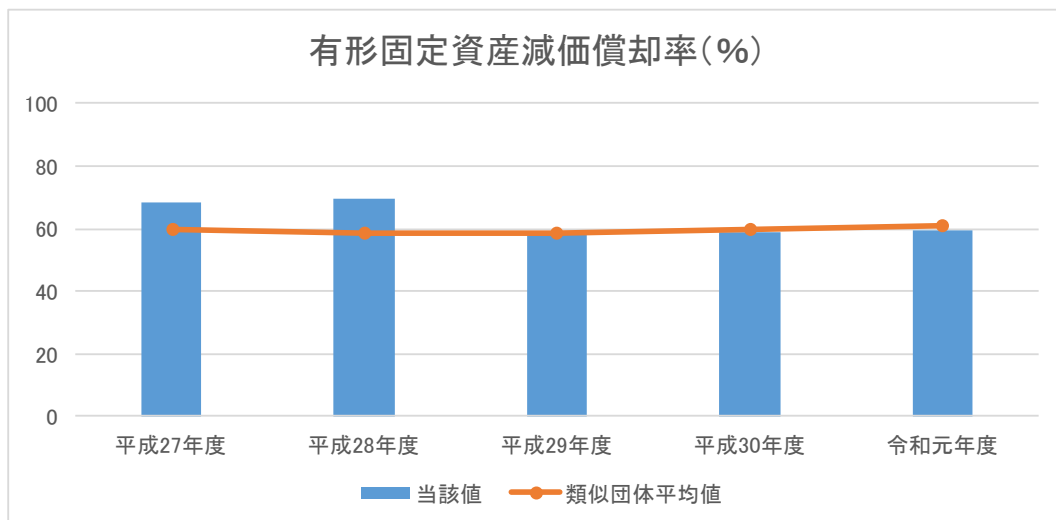
(5) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、表 2-2-3 のとおり、令和元年度に 59.7%で老朽化が進んでいる施設が多いことが分かります。

表 2-1-3 有形固定資産減価償却率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
減価償却累計額	24,098	24,751	28,090	29,024	30,065
有形固定資産 ※1	35,392	35,657	47,887	49,105	50,374
当該値	68.1	69.4	58.7	59.1	59.7
類似団体平均値	59.9	58.3	58.4	59.9	60.8

図 2-1-3 有形固定資産減価償却率の推移



2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

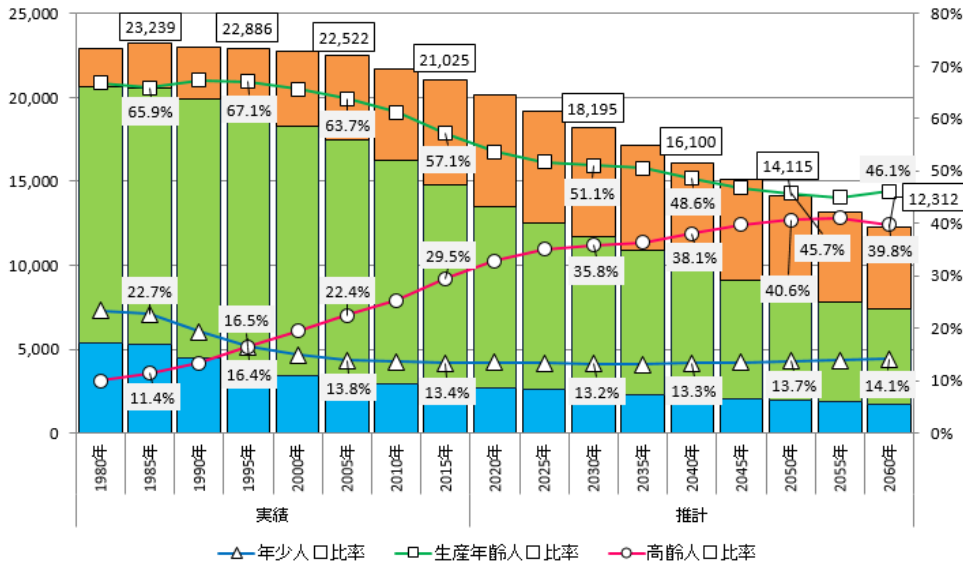
本町の総人口は、1985年の23,239人をピークに徐々に人口が減少し、2015年の国勢調査結果では21,025人となっています。特に2005年以降は、5年毎の減少人数が約700~800人ずつ減少しており、減少傾向が加速しています。

また、この30年間で年齢層の構成比で見ると、1995年から2000年の間に年少人口と高齢人口比率が逆転し、2015年には高齢人口が約3倍の29.5%、年少人口が半分弱の13.5%に落ち込むなど、人口構成の変化を伴いながら本格的な人口減少へ向かっていることがみてとれます。

さらに、2060年までの将来展望で比較してみますと生産年齢人口（15~64歳）が15,346人から6,917人へ、年少人口（0~14歳）が3,782人から1,681人へとそれぞれ半分以下にまで激減する一方で、高齢人口（65歳以上）は3,758人から5,102人へと増加に転じており、全体の37.2%にまで達する見通しとなっています。

高鍋町人口ビジョン（改訂版）では、2060年の総人口は12,312人にまで減少すると推計されているため、2060年の総人口を15,000人に維持することを目標に掲げています。本町では、2020年3月に策定した第2期高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、出産・子育て環境の充実、定住移住対策などの人口減少対策の取組を推進して、その実現をめざしています。

図 2-2-1 総人口の推移及び将来展望(年齢 3 区分別人口及び割合) ※高鍋町人口ビジョン(改訂版)(令和 2 年 3 月)による



3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

(1) 中長期的な経費の見込

本町の公共施設について、施設の総量を変えることなく同規模で維持し続けていくと仮定した場合に、建築後 30 年で大規模改修、60 年で建替えるという条件設定(総務省型)のもと、今後 40 年間に必要となる更新費用を試算してみると、図 2-3-1 のとおり更新費用総額は 449.3 億円、1 年当たり 11.23 億円の費用が必要になるという結果になりました。これは、直近 5 年間の投資的経費の平均額 2.86 億円の約 3.9 倍に相当するものになります。

建築後 20 年で大規模改修、40 年で長寿命化、80 年で建替えるという条件設定(長寿命化型)のもと、今後 40 年間に必要となる更新費用を試算してみると、図 2-3-2 のとおり更新費用総額は 278 億円、1 年当たり 8.18 億円の費用が必要になるという結果になりました。

さらにインフラ施設の道路、橋梁、上水道、下水道について、更新条件を道路 15 年、橋梁 60 年、上水道管 40 年、下水道管 50 年で設定し合わせて試算すると、図 2-3-3 のとおり今後 40 年間に必要となる更新費用総額は 709.5 億円で、特別会計・公営企業会計も含めた高鍋町全体で毎年 17.7 億円の更新経費が必要となる見込みです。

図 2-3-1 公共施設の長期的な更新経費の見込(総務省型)

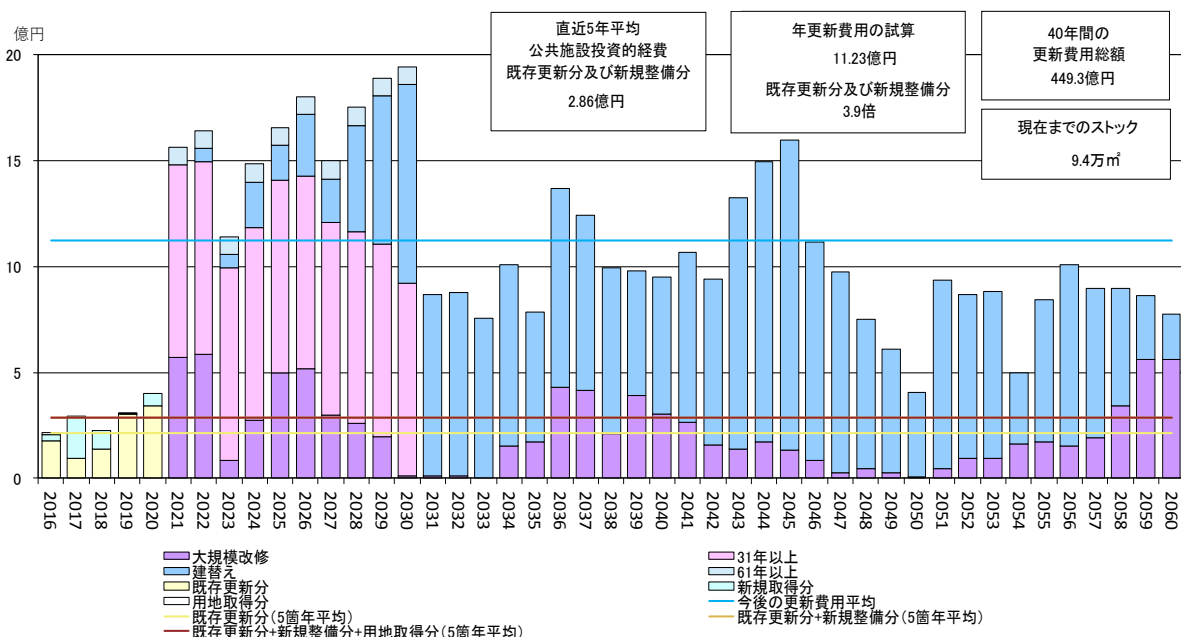


図 2-3-2 公共施設の長期的な更新経費の見込(長寿命型)

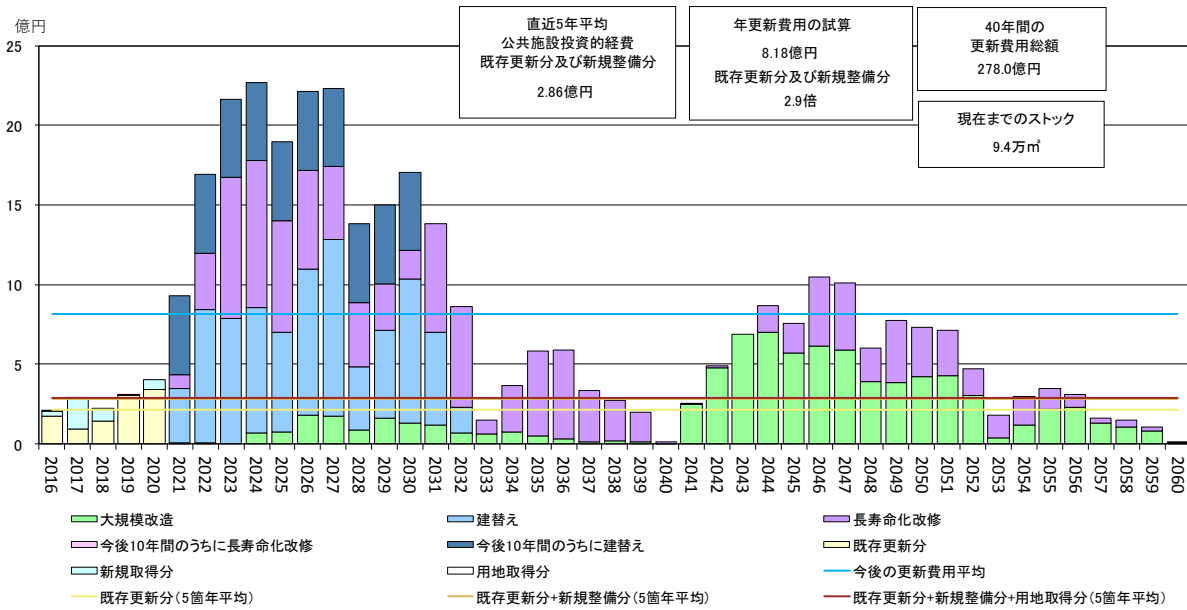
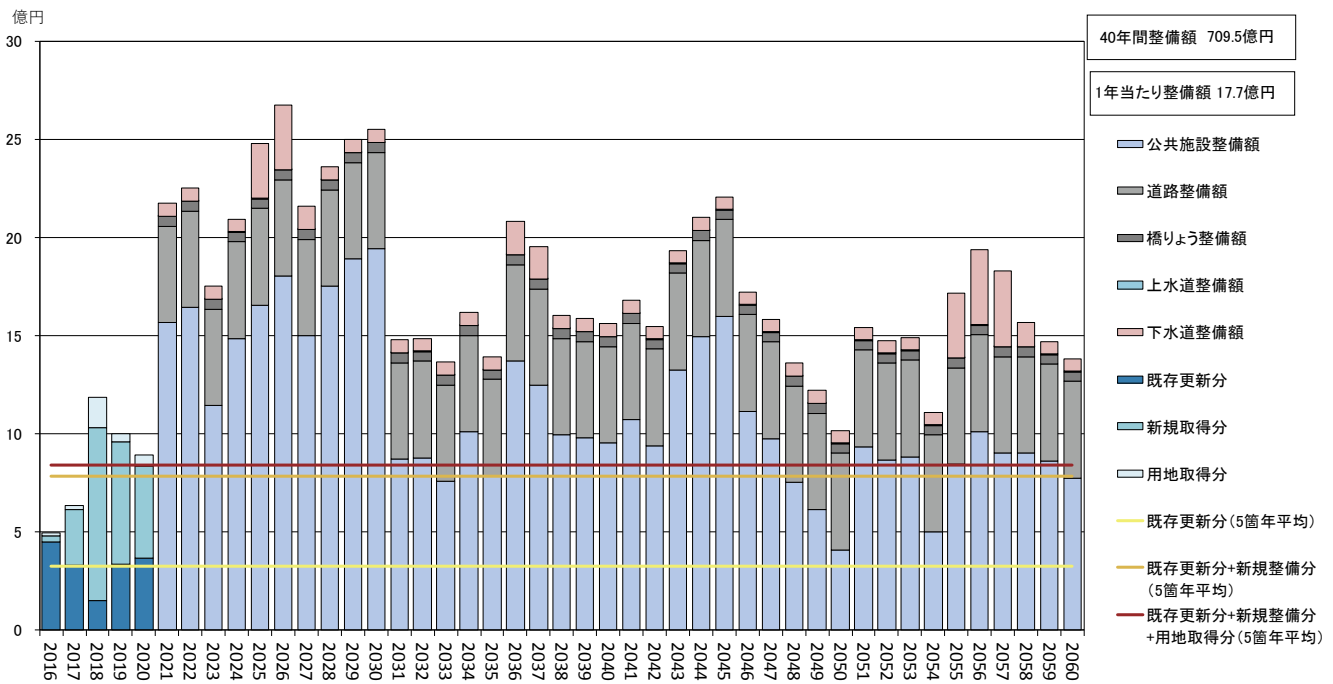


図 2-3-3 公共施設等(インフラ含む)の長期的な更新経費の見込

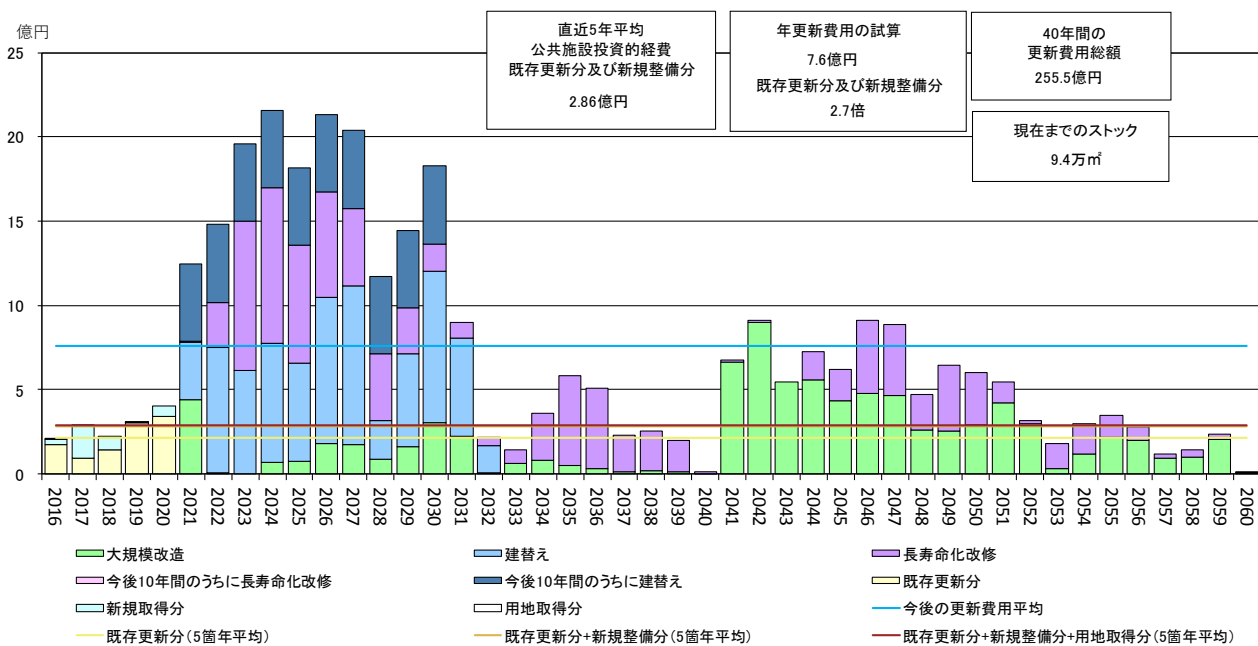


(2) 対策の効果額

高鍋町公共施設個別施設計画の策定により除却等の対策を行った場合の見込みは図 2-3-4 のとおりになります。

除却予定の高鍋町役場庁舎第 2 別館や、売却を進めている教職員住宅、令和 3 年度に大規模改修が終了する町立高鍋町図書館などの改修費用を反映させており、対策をしない場合に比べ、今後 40 年間の更新費用が約 22.5 億円減額となっており、毎年の更新費用が 0.58 億円の減額となっています。

図 2-3-4 公共施設の長期的な更新経費の見込(長寿命型)対策を講じた場合



(3) 過去に行った対策の実績 ※主要なものを記載

表 2-3-1 対策の実績

施設名称	延床面積 (㎡)	建築年度	対策実施年度	対策
総合交流ターミナル	1,729.52	平成 13 年度	令和 2 年度	譲渡
教職員住宅	97.89	平成 2 年度	令和 4 年度予定	譲渡
時計台	489.00	平成 16 年度	令和元年度	除却
蚊口西の二地区津波避難タワー	216.13	平成 30 年度	平成 30 年度	新設
樋渡地区津波避難タワー	158.28	令和元年度	令和元年度	新設
高鍋駅舎	424.80	昭和 22 年度	令和元年度	買収
町立高鍋図書館	830.76	昭和 52 年度	令和 3 年度	大規模改修
高鍋町総合体育館	5,266.92	平成 3 年度	令和 3 年度	大規模改修
わかば保育園	568.37	昭和 47 年度	令和 3 年度から令和 4 年度予定	大規模改修

(4) 充当可能な財源の見込

① 歳入

表 2-3-2、図 2-3-5 のとおり、2020 年度（令和 2 年度）の一般会計歳入決算額は、131.7 億円で前年度比 15.4 億円増となっています。近年の傾向として、主にふるさと納税、企業誘致関連事業及び新型コロナウイルス感染症対策費の増加により予算規模が大きく増加しています。

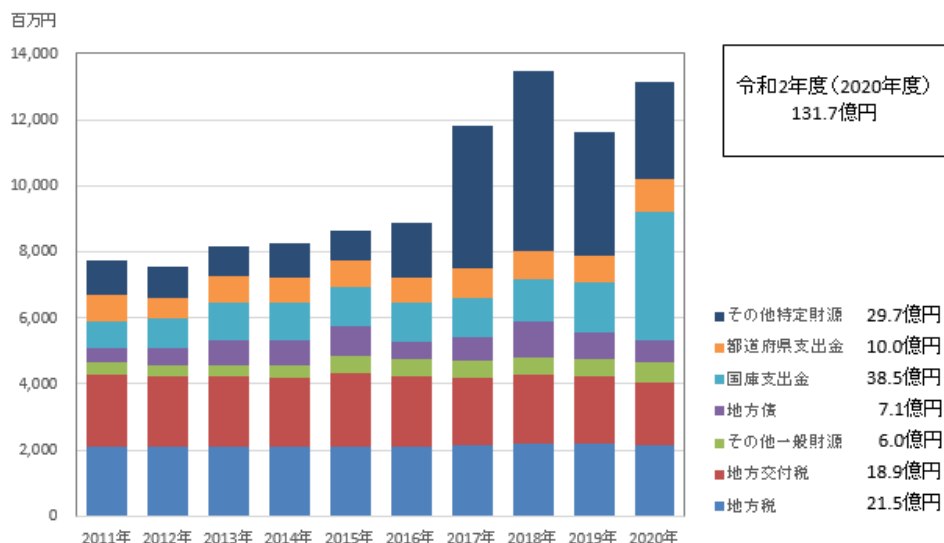
一般財源は、約 47 億円の横ばいで推移していますが、特定財源は、ふるさと納税、普通建設事業の財源として発行する地方債及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など国の交付金の増加によって、過去 10 年間で約 2.8 倍になっています。

今後、人口減少により生産年齢人口が減り続けた場合、産業の担い手がいなくなり地域経済の衰退や地方税収の落ち込みなどが危惧されます。また、全国的に高齢人口の増加に伴う社会保障経費の財源不足が深刻化し、国の財政を圧迫していることから、今後、地方交付税や国庫支出金への影響も懸念されますので、歳入の確保はより一層厳しいものになると予想されます。

表 2-3-2 一般会計歳入決算額の推移

	2011年 平成23年度	2012年 平成24年度	2013年 平成25年度	2014年 平成26年度	2015年 平成27年度	2016年 平成28年度	2017年 平成29年度	2018年 平成30年度	2019年 令和元年度	2020年 令和2年度
一般財源	4,649	4,549	4,573	4,568	4,852	4,735	4,725	4,801	4,772	4,636
地方税	2,113	2,089	2,079	2,079	2,083	2,104	2,127	2,184	2,203	2,154
地方交付税	2,181	2,130	2,165	2,123	2,223	2,146	2,081	2,087	2,050	1,887
その他一般財源	355	329	329	366	546	485	517	530	520	595
特定財源	3,093	3,017	3,590	3,714	3,775	4,163	7,066	8,676	6,858	8,529
地方債	417	543	743	755	904	556	679	1,072	789	709
国庫支出金	836	880	1,140	1,122	1,160	1,157	1,214	1,299	1,517	3,854
都道府県支出金	774	621	789	756	809	764	875	844	785	1,001
その他特定財源	1,066	972	917	1,080	902	1,686	4,298	5,461	3,768	2,965
歳入合計	7,742	7,565	8,162	8,282	8,627	8,897	11,791	13,477	11,630	13,165

図 2-3-5 一般会計歳入決算額の推移



② 歳出

表 2-3-3、図 2-3-6 のとおり、2020 年度（令和 2 年度）の一般会計歳出決算額は、127.0 億円で前年度比 15.1 億円増となっています。増額の主な内訳は、介護給付費など社会保障経費に係る扶助費、ふるさと納税関連経費、企業誘致関連の投資的経費、新型コロナウイルス感染症対策費などの増加が挙げられます。

過去 10 年間をみますと、会計年度任用職員制度への移行に伴う人件費の増及び扶助費の増により義務的経費が増加し続けており、財政の硬直化が止められない状況になっています。

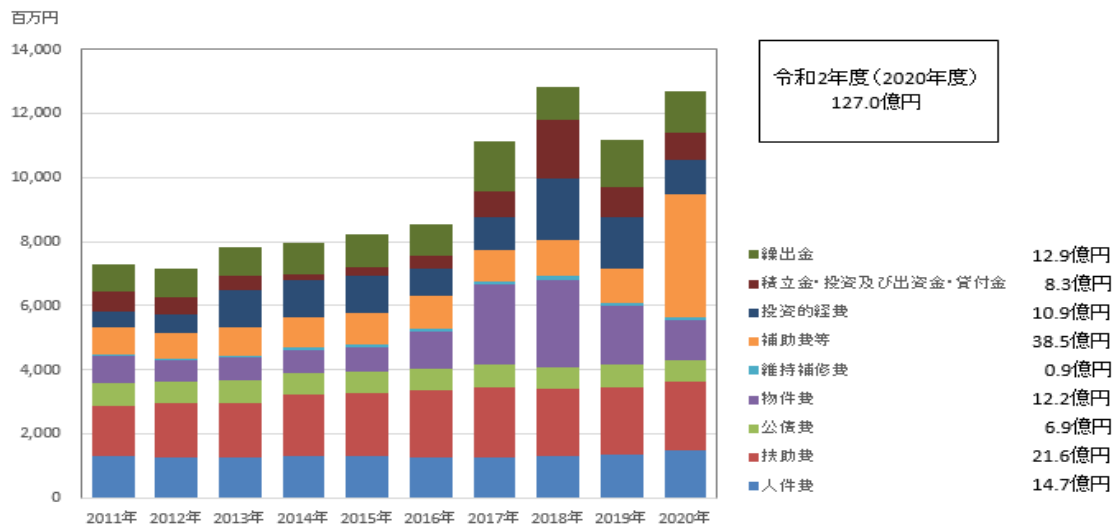
現在の高齢人口の推移をみる限り、社会保障経費の伸びは今後、さらに大きくなると見込まれま

す。あわせて、国民健康保険や介護保険事業など特別会計への繰出金の伸び、一部事務組合による広域で処理するし尿やごみ処理、消防救急などの施設更新に伴う負担金の増加など、義務的経費以外の経費についても増大傾向であることが予想されますので、多額な経費を要する公共施設等の更新に多くの予算を配分していくことは極めて困難な状況であると言えます。

表 2-3-3 一般会計歳出決算額の推移

	2011年 平成23年度	2012年 平成24年度	2013年 平成25年度	2014年 平成26年度	2015年 平成27年度	2016年 平成28年度	2017年 平成29年度	2018年 平成30年度	2019年 令和元年度	2020年 令和2年度
人件費	1,306	1,248	1,243	1,315	1,329	1,259	1,278	1,313	1,336	1,468
扶助費	1,560	1,699	1,735	1,896	1,938	2,114	2,183	2,104	2,137	2,159
公債費	737	700	703	672	662	675	688	684	701	689
物件費	833	642	697	742	772	1,159	2,512	2,716	1,830	1,220
維持補修費	54	47	57	67	75	76	84	105	100	90
補助費等	851	836	875	929	1,013	1,041	990	1,147	1,067	3,853
投資的経費	483	580	1,183	1,167	1,170	833	1,019	1,901	1,582	1,091
積立金・投資及び出 資金・貸付金	612	511	431	198	252	390	833	1,825	972	834
繰出金	871	897	902	971	1,017	1,015	1,560	1,049	1,463	1,291
歳出合計	7,307	7,161	7,826	7,957	8,228	8,562	11,147	12,843	11,188	12,695
うち義務的経費	3,603	3,647	3,681	3,883	3,928	4,047	4,149	4,100	4,174	4,316

図 2-3-6 一般会計歳出決算額の推移



③ 地方債残高及び主な基金残高（財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金等）の推移

表 2-3-4 及び図 2-3-7 にあるとおり、基金残高は、2011 年度は約 19 億円でしたが、民間委託等による削減効果や三位一体改革後に落ち込んだ地方交付税の加算措置等による復元に伴う増加などの影響もあり、2020 年度には約 37 億円にまで積み増しすることができました。

一方、2012 年度に約 67 億円まで減少していた地方債残高は、近年の庁舎別館建設事業や企業誘致関連事業等により、多くの年度で地方債発行額が公債費を超える状況となっており、年々増加傾向にあります。このことは、義務的経費である公債費の将来負担増を意味し、財政の硬直化の要因となりますので、公共施設等の老朽化対策に対する財源確保は、より一層厳しさを極めるものと予想されます。

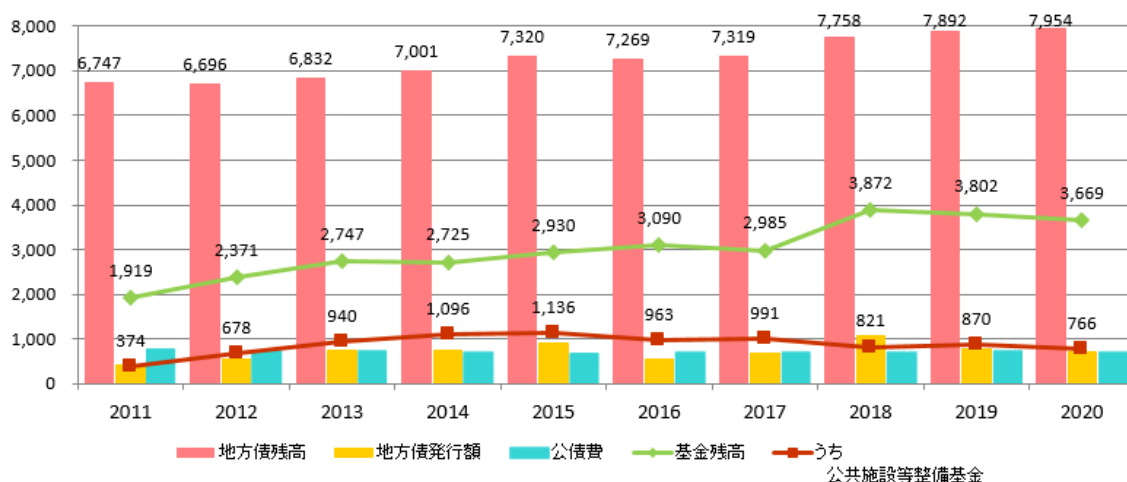
特に、公共施設等整備基金は、公共施設等の整備に使用する目的で設置された基金であり、2015年度に約11億円まで積み増しすることが出来ましたが、ここ数年の当初予算編成では財源不足による基金取崩しが続いており、2020年度には約8億円となっています。今後も老朽化対策を賄う原資とした場合には、数年のうちに枯渇する恐れがあります。

表 2-3-4 地方債現在高及び主な基金残高の推移

	2011年 平成23年度	2012年 平成24年度	2013年 平成25年度	2014年 平成26年度	2015年 平成27年度	2016年 平成28年度	2017年 平成29年度	2018年 平成30年度	2019年 令和元年度	2020年 令和2年度
地方債残高	6,747	6,696	6,832	7,001	7,320	7,269	7,319	7,758	7,892	7,954
地方債発行額	417	543	743	755	904	556	679	1,072	789	709
公債費	737	700	703	672	662	675	688	684	701	689
基金残高	1,919	2,371	2,747	2,725	2,930	3,090	2,985	3,872	3,802	3,669
うち 公共施設等整備基金	374	678	940	1,096	1,136	963	991	821	870	766

※基金残高は、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金(公共施設等整備基金を含む)の合計

図 2-3-7 地方債現在高及び主な基金残高の推移



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

これまでの公共施設等の管理の在り方は、各所管部門だけで維持管理が行われ、修繕・更新する場合は、主に予算編成時に財源の有無を目途に予算措置又は先送りの選別が個別に判断されてきました。言わばケースバイケースの対応で、総合的かつ計画的な管理による全庁的な取組はなされていませんでした。

しかし、限られた財源の中で、効率的な老朽化対策を実施して、施設の状態を常に最小のコストで最大の効果を発揮する高いレベルのまま保持し続けていくためには、全庁的な取組体制で総合管理計画に基づく維持管理を推進する必要があります。

そのためには、施設情報の一元的な管理を行い、施設の状態や管理の履歴を可視化する「施設カルテ」の導入を検討していきます。また、将来的には、「施設カルテ」を基盤とする施設情報のデータベース化によって、庁内の情報共有化や全庁的な視点で施設整備の優先度を見極め判断するツールとしての活用を図っていきます。

2 現状や課題に関する基本認識

本町の総人口の将来展望では、総人口が約6割程度まで減少するため、施設総量や施設規模が過剰となって、施設の利活用状況と維持管理コストに不均衡が生じ、施設の維持管理だけでなく存続すら危ぶまれる可能性があるほか、年少人口及び生産人口の割合が減少し、高齢人口の割合が増えることから、学校教育系施設が余剰し、保健・福祉施設の利用需要が高まるなど、人口減少に伴い施設の用途や備えておく機能・設備などの利用ニーズが大きく変化していくことが見込まれます。

また、本町ではほとんどの施設が耐用年数を超過しており、施設の老朽化対策、とりわけ安全確保対策が喫緊の課題であり、点検・診断による評価や改修、耐震化など老朽化の度合いを見ながら優先順位を定め、計画的に維持管理を実施していく必要があります。

そこで、本町においては、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理を行い、利用ニーズを踏まえ長期間の使用が見込まれる施設を優先に長寿命化による更新年数の延長に取り組むとともに、安全確保を第一とした予防保全に基づく維持管理・修繕を実施して、財政負担の軽減・平準化を図っていくことを基本原則とします。また、更新にあたっては、複合化・集約化など施設規模の最適化及び施設総量の縮小に関する見直しを検証した上で実施を検討することとします。

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の点検には、定期点検や法定点検などがありますが、点検項目にしたがって職員自ら実施できる簡単な日常巡回点検をする場合と専門家に依頼する場合とを区分し、建物の劣化及び機能低下の早期発見と現状把握を行い、その後の建物診断、修繕計画、改修及び事故防止等の対応を判断する基礎業務として実施します。

表3-3-1は、建築・設備の日常点検項目の例示になりますが、日常巡回点検は定期点検及び法定点検を補完するものであり、点検マニュアルや実施時期・回数など実施方法については、施設の現状や老朽化の度合いに応じて適宜定めておき、実施後の点検結果やその履歴を記録して維持管理や老朽化対策に活用していくこととします。

また、表3-3-2は、公共施設等の診断の対象となる評価項目を例示したものになりますが、評価項目には専門知識や技能を要する内容もあるため、法定点検又はこれに順じた期間で施設の老朽化や経過年数にあわせて専門家による実施を計画していきます。診断結果は報告書として記録・保管し、修繕計画や長寿命化計画の策定などに活用することとします。

表 3-3-1 建築・設備の日常点検項目(出典:「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会(ARCA)より引用)

建 築			設 備		
構造別	小項目	点検方法など	構造別	小項目	点検方法など
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重(土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重)	電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備契約力が50kW以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ	給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検・検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検	冷暖房換気設備について	連暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替 ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整	昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った制度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①定期的点検 ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的点検 ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的清掃と塗り替え ⑦定期的清掃と塗り替え ⑧定期的清掃と塗り替え	ガス設備について		ガス漏れ見地装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
厨房・浴室・便所など水を利用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃	汚水浄化槽設置について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置及びポンプ設備は、常時作動させておく。
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃			

表 3-3-2 公共施設診断の対象となる評価項目(出展: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より抜粋)

No	評価項目	評価内容
1	安全性	・敷地安全性、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落電安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
2	耐久性	・建物の構造・外装等の劣化状況
3	不具合性	・施設各部位(構造・仕上・付帯設備・建築説に)の不具合性
4	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化への対処性、計画的な保全、大規模修繕
5	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
6	適法性	・建築法規、消防法、条例
7	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
8	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
9	供給水準の適正性	・供給数量適正性(敷地面積、建物面積など)
10	施設利用率	・施設利用率、空室率
11	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
12	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱水費
13	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等を長期間使用していくためには、設備機器の清掃、日常点検、摩耗品の交換、調整など適切な維持管理体制に基づくメンテナンスが欠かせません。また、劣化が軽微な早期段階で予防的な修繕等を行い建物機能・性能の保持と回復を図る予防保全型維持管理の手法を導入して、施設の延命化を図り、将来の施設更新経費の抑制や施設総量の最適化を推進していきます。

また、施設の更新にあたっては、更新を選択する前段として、改築より少ないコストで建物の耐久性や機能・性能を向上することができる長寿命化改修の検討や将来の人口構成及び利用ニーズの変化などを踏まえた複合化・集約化の導入など、基本方針との照合や統廃合の方針との整合性が図られ、

コスト削減と施設規模の最適化を実現する方法であることが検証されるものでなければなりません。

表 3-3-3 に示すとおり、より一層の効率化やサービス水準の向上を図るため、専門的な技能・技術を有する民間企業への外部委託（アウトソーシング）や指定管理者制度の活用分野の洗い出しなど、行政と民間とでパートナーシップを組み、民間資金や民間のノウハウを施設の建設、維持管理、運営等に活用する PPP や PFI の導入についても積極的に検討していく必要があります。

表 3-3-3 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度をいう。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、資産の保全を目的とした要件であり、表 3-3-4 は、施設そのものの安全性の評価項目を例示したものになります。老朽化に伴う経年劣化や耐久性の低下など建物構造の弱体化は、事故発生要因になりかねないため、この評価項目を参考に高い危険性の認められた施設等については、早急に使用停止措置や応急処置などの改善対策を講じるなど、事故の未然防止と利用者の安全確保を最優先に対応することを方針とします。

表 3-3-4 施設の安全確保に係る項目 (出展: FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成)

評価項目			内 容		
大項目	中項目	小項目			
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無	
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無	
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無	
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無	
			緊急自動車接近	・道路幅	
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無	
			危険物の種類	・消防法危険物(1類・2類・3類)の有・無	
		保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
		建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
				常時床荷重	・許容積載荷重・超過
	耐震安全性		建設年	・1981年6月以前	
			耐震診断	・Is値>0.6 /0.6>Is値>0.3 /0.3>Is値	
			耐震補強	・要・不要	
			耐震等級	・等級	
			免震、制震	・有・無	
	耐風安全性		耐風等級	・等級	
	対水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
	対落雷安全性		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保	
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用進入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保	
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況	
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度	
		水質安全性	水質検査	・有・無	
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	
		傷害・損傷防止性	点灯・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況(年代・部位)	
			PCB排除	・トランス・蛍光灯・シーリングからPCB排除状況(年代・部位)	
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
	CCA対策		・木造土台のCCAの有無		
	公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度		
		風害防止性	・風害防止要件の満足度		
		電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度		
		騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度		
		障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度		
		外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度		
	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の割合(%)	
			耐用年数(償却)	・法的耐用年数	
耐久性		構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差		
		外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差		
		付属設備耐久性	・設備耐用年数(20年)と改修年の差		
		基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況		
不具合現況		構造不具合	土台	・腐れ、欠損の状況	
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況	
			屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況	
		外部仕上不具合	外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況	
	窓枠、サッシ、ガラス		・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況		
	天井		・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無		
	内部仕上不具合	内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無		
		床	・割れ、剥がれ、変色の有・無		
	付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況		
	建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況		
給排水衛生設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
空調換気設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
搬送設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			
その他設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況			

(4) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(5) 耐震化の実施方針

災害発生時における公共施設の役割として、本庁舎は災害対策本部の災害活動の拠点施設として、中央公民館や体育館、学校施設などは避難所に指定され避難者の避難生活の拠点として活用されるため、災害に強い建物構造やその役割に応じた防災機能を兼ね備えておくことが求められます。旧耐震基準(1981年以前)の建物については、順次計画的に耐震診断を実施し、補強が必要な場合は耐震補強工事等を実施していくとともに、新耐震基準(1982年以降)の建物で耐震化の必要がない建物であっても、老朽化対策と合わせて大規模災害に備えて耐震対策に取り組んでいく必要があります。

また、インフラ施設についても道路、橋りょうは、避難路や緊急輸送道路等として重要な役割を担うものであるほか、上下水道施設は生活に欠かすことのできないライフラインであることから、災害発生時におけるインフラ寸断を可能な限り回避し、その被害・影響を最小限にとどめ、業務継続計画(BCP)に基づく災害復旧活動などの非常時優先業務が支障なく行えるよう、耐震化や防災体制の強化を進めていく必要があります。

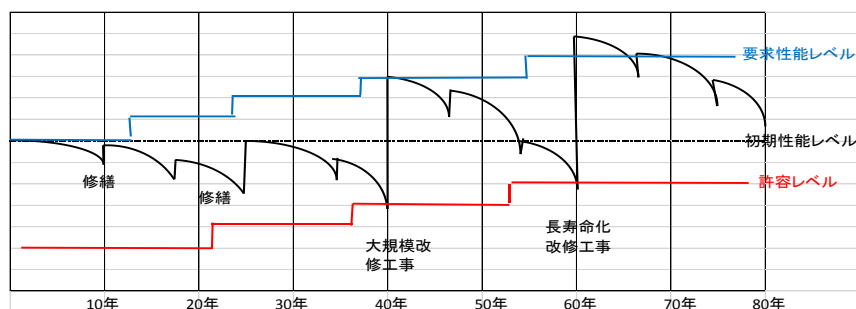
(6) 長寿命化の実施方針

安全確保を最優先しながら点検・診断、維持管理・修繕等、耐震化に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の耐用年数以上の長期間使用の実現を目標として、財政負担の軽減及び平準化を図っていきます。

長寿命化改修及び大規模改修の実施にあたっては、長寿命化計画やそれに準じた事業計画が策定済みである施設を優先して実施していきます。今後、長寿命化計画策定を検討している施設については、将来的な利活用の方向性や利用ニーズなどを踏まえ、長期間使用する施設として必要とする機能・性能が向上し、財政負担の軽減・平準化が図られることを条件とし、それ以外の施設については、予防保全による維持管理や修繕により施設寿命を延ばしていくこととします。

図 3-3-1 は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したもので、建物は時間の経過と共に様々な性能・機能要求により保全を的確に行うことで長寿命化を図ることが出来ます。建設から耐用年数の期間までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行う維持保全によって、初期性能レベル又は許容レベルまで維持することが可能ですが、耐用年数の期間を経過すると、改良保全による大規模な改修工事が必要となります。また、施設の寿命を耐用年数以上に延命するには、耐震、防災、省エネなど要求性能レベルの向上させる長寿命改修工事の計画が必要となります。

図 3-3-1 長寿命化における経過年数と機能・性能



(7) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の統廃合を推進していくには、施設規模など量の見直し、量の最適化を図り、利用ニーズに対して、公共施設の供給基準における適正規模の設定、施設利用率や施設充足率などを組み合わせながら、余剰施設の洗い出しを行い、廃止、用途変更、複合化・集約化、機能移転を伴う再配置など、多様な方向性と手法について検討していく必要があります。

表 3-3-5 は、施設の統合や廃止を検討するための第 1 次段階として、今後の取り組みの方向性を「継続使用」・「改善使用」・「用途廃止」・「施設廃止」の 4 種類に区分して例示したものになります。計画保全による施設の延命だけではなく、用途変更や民間活力の導入による有効活用のほか、運用面からの取り組みなど幅広い選択肢の中から、多角的な視点で分析を行い、施設の最適な配置、施設規模・総量の縮減、コスト抑制に向けた方向性を探る必要があります。

また、実施にあたっては、利用者及び住民、議会等への積極的な情報公開を行い、問題意識の共有化や施設のあり方に関する議論の深まりなど、協働による最適化の実現に努めていく必要があります。

表 3-3-5 統廃合に向けた診断結果と取組の方向性

診断結果	取組・検討の方向性	
	施設面	運用面
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画等の策定 ・予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な運用を検討 ・運用上の改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画等の策定 ・予防保全の考えに基づき計画的な維持修繕の実施 ・建替更新時の複合化・集約化など規模縮小の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況改善に向けた改善策等を検討 ・利用者ニーズに応じた提供サービスの検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・余剰施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替施設として民間の類似施設への移転等を検討
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設廃止後の建物解体 ・施設廃止に伴う跡地売却等の財産処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・解体後の利活用に向けた地盤調査等の実施検討

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するためのマネジメント組織体制の構築方針

総合管理計画に基づく維持管理を全庁的に的確に普及・徹底させるためには、専門知識を持つ職員を配置することが理想ですが、新たな人員増は人的・財政的負担を伴うとともに、新分野の領域の業務になることから人材の確保が難しい状況にあります。そのため、各施設所管部門の職員一人一人が公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくことができるよう、計画保全等の基礎知識の習得や技術力の向上に努めるなど、将来に向けた人材育成を図っていきます。

その上で、建築・土木の専門的な知識や技術だけでなく、財産管理・財政運営、人口減少に伴う住民・利用ニーズの捕捉、民間活力の導入、外部専門家との連携、防災機能の充実など、各課を横断する様々な分野の視点を取り入れ、全体計画の進捗管理や目標設定など庁内全体の調整機能を果たす組織体制づくりを進めていくことが必要となります。

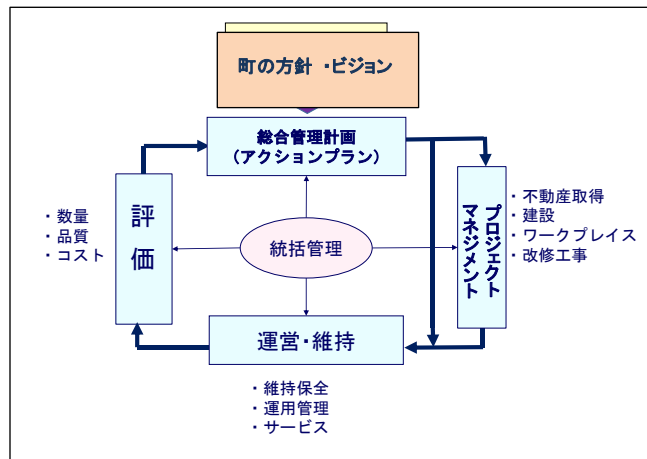
4 フォローアップの実施方針

(1) 業務サイクルによるフォローアップ

総合管理計画の進捗状況等に関する評価を適宜実施し、評価結果を踏まえ必要に応じて、目標設定や方針の変更など計画の見直しを行うことで継続的に改善が図られる仕組みを構築していきます。

図3-4-1に示す業務サイクルは、「計画」「プロジェクト管理」「運営・維持」「評価」のPDCAの業務サイクルを回し、計画及びプロジェクト管理を実施した公共施設等に対して、運営・維持に関する評価を行い、その結果を次の計画の見直しなどにフィードバックする仕組みになります。

図3-4-1 業務サイクルによる目標管理(出展:公共ファシリティマネジメント戦略より引用)



(2) 議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等に関する評価等については、議会への報告やホームページ等で公開するなど情報公開に努めます。特に統合や廃止等の公共施設等の適正配置や将来の施設のあり方を検討する場合は、協働の理念のもと幅広い議論を展開することが重要であるため、住民や利用者から意見収集する機会を設けるとともに情報共有化を図っていくものとします。また、住民から寄せられた公共施設等の管理に関する様々な意見を、今後の公共施設等マネジメントに反映する試みについても検討していきます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共施設

(1) 町民文化系施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
高鍋町中央公民館	上江8113番地ほか	2	2,546.78	1973 ~ 1983	38 ~ 48	15 ~ 50
高鍋町蚊口地区学習等供用施設	蚊口浦33番地3	1	541.70	1985 ~	36	47
正ヶ井手地区集会室	持田1605番地41	1	66.50	1977 ~	44	22

※用途別施設数には、太陽光パネル等の付帯設備及び倉庫等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- 高鍋町中央公民館は、1983年度（昭和58年度）に建設され、築38年を経過しますが、建設以降しばらくは大規模な改修を実施せずに修繕や建替え等で対応していました。2011年度（平成23年度）から屋根防水と外壁改修に着手し、現段階では低層棟屋根の防水改修と北面・東面の外壁改修が残っています。内部改修については、空調改修がほぼ終了し、今後は照明設備や給排水設備の総点検及び改修が必要になります。特にホール・ロビーは、特定天井に該当し、災害発生時の第1次指定避難所であることから早急な対策が必要となります。施設が大規模であるがゆえに改修費が増大となり、その財源確保が課題となっています。現在、設置当初の根拠法令である公民館法により営利を目的とする興行開催ができないため使用料収入の確保が難しいことも課題の一つであり、根拠法令を見直すには補助金適化法等のしほりがありますが、今後施設の位置づけについても再検討する必要があります。
- 蚊口地区学習等供用施設は、2012年度（平成24年度）に防水改修、2016年度（平成28年度）に2階部分、2017年度（平成29年度）に1階部分の空調改修を実施しています。2019年度（令和元年度）から5年間を指定管理者制度により蚊口自治公民館連絡協議会が管理運営を行っており適切に利活用されていますが、施設の劣化に修繕が追いついていない状況です。
- 正ヶ井手地区集会室は、築44年を経過し耐用年数を超えています。利用する正ヶ井手地区自治公民館により適切に管理運営されています。

② 点検・診断等の実施方針

- 町民文化系施設に義務付けられている法令点検等としては、空調ガス点検（フロン法）、空調圧縮機点検（高圧ガス保安法）、消防用設備点検（消防法）、高架水槽点検（水道法）、浄化槽点検（浄化槽法）などがあり、資格者や専門業者等による定期点検や管理委託等を実施します。
- その他空調設備機器等の設備点検委託、利用者からの不具合等の報告、職員及び指定管理者等の目視による日常点検等により劣化や機能低下の現状把握と記録を行い、適切に修繕計画等へ反映させていきます。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 高鍋町中央公民館は、定期的な点検を行い必要に応じて修繕していきます。修繕計画等は今後の施設の位置づけの方向性も踏まえた上で作成を検討していきます。
- 蚊口地区学習等供用施設については、定期的な点検を行い必要に応じて修繕していきます。

修繕計画等は今後の施設の位置づけの方向性も踏まえた上で作成を検討していきます。

- 施設の老朽化の度合いや点検・診断等に基づき、予防保全の必要性が高い施設から修繕等を実施します。更新する場合は、統廃合の方針との整合性を図りながら判断していきます。

④ 安全確保の実施方針

- 高鍋町中央公民館は、ホール・ロビーが吊天井で特定天井に該当するため早期対応が必要です。
- 蚊口地区学習等供用施設は、塩害により外装劣化が進んでいます。2016年度（平成28年度）に2階空調機、2017年度（平成29年度）に1階空調機、2021年度（令和3年度）に一部を除くサッシ部分と管理人室空調機を改修しています。
- 利用者の安全を最優先し、危険性の高い損傷箇所や老朽化の度合いの著しい箇所から重点的に対策を進め事故防止に努めていきます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 旧耐震基準（1981年以前）の施設については、将来的な施設利用の方向性や安全性を考慮し、耐震診断・耐震化の実施を検討していきます。
- 新耐震基準（1982年以降）の施設については、耐震化の必要はありませんが大規模災害発生等に備えるため必要な改修を進めます。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 高鍋町中央公民館は、現時点では長寿命化計画の策定はありませんが、今後、内部改修や吊天井対策などを年次的・計画的に実施していく必要があるため、策定の検討をしていきます。
- 長寿命化計画の策定予定のない施設についても、将来的な施設利用の方向性や老朽化の度合いを比較検討しながら、予防保全の考え方に基づき改善等を実施していきます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 将来的な施設利用の状況及び老朽化対策を含めた維持管理コスト等を総合的に検討しながら、施設の有効活用と最適化を図るために統廃合が必要な施設を整理していきます。

(2) 社会教育系施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
高鍋図書館	南高鍋551番地	3	830.76	1977～	44	47
高鍋町美術館	南高鍋6916番地1	1	1,409.93	1999～	22	38
高鍋町歴史総合資料館	南高鍋6937番地2	3	991.34	1986～	35	24～50
黒水家住宅	上江1390番地	7	715.64	1994～	27	15～17

※用途別施設数には、書庫・トイレ等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- 高鍋図書館は、1978年（昭和53年）の開館から44年を経過し、老朽化が著しく、2021年度（令和3年度）に屋根防水工事、外壁改修工事及び1階2階のトイレ洋式化改修、個別空調への切り替え工事を実施しています。今後は、内装及び設備の改修が必要となってきます。
- 高鍋町美術館は、築年数が22年を経過し、外壁に若干亀裂が入ってきているため劣化防止の補修が必要です。また、経年劣化により屋根瓦の苔が目立ちはじめており、機能低下や外観を損ねる要因になるため、洗浄及び塗装など定期的なメンテナンスの実施も課題の一つとなっています。
- 高鍋町歴史総合資料館は、老朽化により資料保管機能や展示環境などの施設性能が低下し、利用者の利便性にも影響を及ぼしています。照明設備や空調設備等の改修が必要となってきます。
- 黒水家住宅は、施設の取得から27年が経過しており、うち主屋と糶蔵、みそ蔵、土蔵については指定文化財として、その建築構造を活かし出来るだけ手を加えず保存する手法の検討が課題となります。修繕コストや財政状況を踏まえ、年次的に老朽化対策を実施していきます。

② 点検・診断等の実施方針

- 社会教育系施設に義務付けられている法令点検等としては、消防用設備点検・防火対象物点検、自家用電気工作物定期点検（電気事業法）、空調・自動制御機器保守点検（フロン法）、電気工作物保安管理業務、防設備保守点検業務、浄化槽点検などがあり、資格者や専門業者等による定期点検や管理委託等を実施します。
- その他空調機器等の設備点検委託、利用者からの不具合等の報告、職員の目視等による日常点検等により劣化や機能低下の現状把握と記録を行い、適切に修繕計画等へ反映させていきます。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 高鍋図書館は、2021年度（令和3年度）に屋根、外壁を中心に改修を行ったため、今後は、内装及び設備改修の計画が必要となってきます。
- 高鍋町美術館は、空調、照明設備の更新が必要となってきます。
- 黒水家住宅は、主屋の茅葺替えが2016年度（平成28年度）に完了し、現時点では大規模な修繕を実施する予定はありませんが、必要に応じて破損個所の修繕を実施していきます。

④ 安全確保の実施方針

- 高鍋町歴史総合資料館は、日常点検として外装の目視点検を実施しています。また、文化財保護の観点から館内だけではなく万歳亭など併設する施設においても火災が発生しないよう火気の取り扱いには特段の注意を払っていきます。
- 利用者の安全を最優先し、職員の目視等による点検を強化するとともに危険性の高い損傷箇所や老朽化の度合いの著しい箇所から重点的に対策を進め事故防止に努めていきます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 高鍋図書館は、2012年度（平成24年度）に耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしているため耐震化の問題はありません。
- 黒水家住宅は、耐震化の実施予定はありませんが、災害対策を踏まえた維持管理を継続していきます。
- 新耐震基準（1982年以降）の施設については、耐震化の必要はありませんが大規模災害発生等に備えるため必要な改修を進めます。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 高鍋図書館は、大規模改修だけでなく更新することも視野に入れ方向性も含め将来的な施設利用の在り方に沿って検討していきます。
- 長寿命化計画の策定予定のない施設についても、将来的な施設利用の方向性や老朽化の度合いを比較検討しながら、予防保全の考え方にに基づき改善等を実施していきます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 高鍋図書館は、2021年度（令和3年度）に屋根、外壁改修を行っており、今後は、内装及び設備改修の計画を立て長寿命化を行っていきます。
- 将来的な施設利用の状況及び老朽化対策を含めた維持管理コスト等を総合的に検討しながら、
- 施設の有効活用と最適化を図るために統廃合が必要な施設を整理していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
高鍋町総合体育館	上江7790番地	1	5,266.92	1991～	30	47
高鍋町弓道場	上江7790番地	3	676.98	1995～	26	15～34
高鍋町テニス場	上江7790番地	1	105.26	1998～	23	50
高鍋勤労者体育センター	北高鍋3660番地1	1	776.30	1983～	38	47
高鍋町体育館	上江8339番地	1	1,210.00	1969～	52	47
高鍋総合運動公園野球場	北高鍋3882番地1	4	725.32	1978～	43	38
小丸河畔運動公園	持田6304番地28	3	146.30	1984～	37	34～50
屋内多目的広場	持田6304番地28	1	1,077.88	2011	10	31
小丸河川敷広場多目的施設	持田1404番地90	1	95.01	2014～	7	24
高鍋湿原	上江6972番地3	2	60.48	1997～1999	22～24	15～24
源泉制御棟	上江6990番地ほか	2	137.37	1997～	24	34～47
高鍋海水浴場	蚊口浦6259番地1	3	96.75	1987～1988	33～34	38～50

※用途別施設数には、電気・機械設備等の付帯設備及び倉庫・トイレ等の附属施設を含む

① 現状及び課題

- 高鍋町総合体育館は、1991年（平成3年）12月に建設され、築30年を経過し、内外装や設備機器の経年劣化が発生していました。県内でも最大級の体育館であり、県大会や九州大会が開催されることも多いため、施設の長寿命化を図ることを目的とし、2020年度（令和2年度）から2021年度（令和3年度）にかけてアリーナ天井改修（天井耐震化、照明器具LED化）や、アリーナ床改修（床シートへの転換）、トイレ洋式化、外壁タイル耐震化などの大規模改修を実施しました。今後も点検・保守・修繕を適切に行い、維持保全を図っていきます。
- 高鍋町弓道場は、1995年（平成7年）12月に建設され耐用年数は経過していませんが、外壁の塗装剥離などが生じています。また、2階の四半的場は町内の四半的協会の解散後、利用者がほぼいない状態であり、今後は多目的な利用をしていくのか、柔道や剣道の武道場として施設整備していくのか検討が必要です。
- 高鍋町テニスのクラブハウスは、1997年（平成9年）3月に建設され特に目立つような修繕箇所は見当たりませんが、ナイター照明設備に不具合があります。コート的人工芝張替は、2013年（平成25年）9月に実施しています。
- 高鍋勤労者体育センターは、1982年（昭和57年）3月に建設され築39年を経過し、施設の老朽化が進み、雨漏り等が発生しています。また、駐車場舗装の傷みがひどく剥がれている箇所が数ヶ所あります。今後は、高鍋町総合体育館と高鍋町体育館の2つの体育館との利用者調整を行った上で廃止することも検討していきます。
- 高鍋町体育館は、2012年度（平成24年度）に実施した耐震診断結果を踏まえ、2013年度（平成25年度）に耐震補強工事など大規模改修を実施しており、現時点では、設備等に特段問題はありません。立地条件も良いため多くの町民に親しまれ利用されています。
- 高鍋総合運動公園野球場は、宮崎国体開催前の1978年（昭和53年）に建設され、築43年を経過することから老朽化が進み、特に本部席やバックネットなど建設当時のものの傷みがひどい状況になっています。
- 小丸河畔運動公園の屋内多目的広場は、2010年度（平成22年度）に建設されており、シャッター等の設備に不具合がみられます。広場の2か所に設置されているトイレのうち野球場側の1か所は2021年度（令和3年度）に建替えを行っていますが、もう1か所のトイレや野球場本部席は老朽化が進行しており、特に野球場本部席は、建物自体のゆがみによる影響などで窓ガラスが開かない状況であり、内部のテーブルなどもかなり傷んでいます。
- 小丸河川敷広場多目的施設は、2014年度（平成26年度）に建設したばかりで、現在のところ施設の損傷や危険箇所もなく修繕計画の予定はありませんが、小丸河川敷広場の利用者をはじめ、堤防を散歩する方など地域の方々に利用されており、今後も点検等を行い継続して活用していくよう建設後10年を目安に長寿命化計画等を検討する必要があります。
- 高鍋湿原管理棟は、開園期間中、事務所部分を事務嘱託員やボランティアガイドの詰所として利用するほか、来園者の休憩場所やボランティアガイドの説明場所としても広く利用されています。利用頻度が高い建物であり、老朽化が進んだ箇所については修繕を実施していく必要があります。トイレは、2008年（平成20年）に県営防災ダム活用事業として高鍋湿原を整備した際に児湯農林振興局から譲与を受けた施設であり、耐用年数を経過していますが、軽微な修繕で対応可能な状況です。
- 高鍋海水浴場は、1987年（昭和62年）に整備され、同年3月に管理棟、1988年（昭和63

年) 2月に便所・更衣室が完成し、2010年(平成22年)に管理棟内部の修繕工事及び更衣室の内部塗り替え補修を実施しています。いずれも耐用年数に達していないため、今後も継続して利活用していきますが、常時、潮害に晒され窓枠やドアに錆や損傷が発生しやすい上、主な利用期間が海水浴場開設期間(7月中旬～8月下旬)に限定されるため通年の管理が行き届かないことが課題となっています。

② 点検・診断等の実施方針

- スポーツ・レクリエーション系施設に義務付けられている法令点検等としては、浄化槽点検・清掃、電気工作物保安管理、簡易専用水道施設水質検査(水道法)、受水槽清掃(建築物衛生法・水道法)、衛生害虫駆除(建築物衛生法)、消防用設備点検・防火対象物点検、空気環境測定(建築物衛生法)などがあり、資格者や専門業者等による定期点検や管理委託等を実施します。
- その他空調機器等の設備点検委託、利用者からの不具合等の報告、職員・管理人の目視による日常点検等により劣化や機能低下の現状把握と記録を行い、適切に修繕計画等へ反映させていきます。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 高鍋町総合体育館は、2020年度(令和2年度)から2021年度(令和3年度)にかけてアリーナ天井改修(天井耐震化、照明器具LED化)や、アリーナ床改修(床シートへの転換)、トイレ洋式化、外壁タイル耐震化などの大規模改修を実施しました。今後も点検・保守・修繕を適切に行い、維持保全を図っていきます。
- 高鍋町弓道場は、今後の施設の利活用の方向性を見極めた上で、不具合のみられる箇所の改修について実施するか検討する必要があります。
- 高鍋町テニス場は、ナイター照明設備に不具合や2020年に水銀灯の生産が終了しているため、今後、LED照明等への改修が必要となっています。また、コートは、人工芝を傷めず長持ちするよう保護砂を入れるなど、利用者が安全に利用できるよう維持管理していきます。
- 高鍋総合運動公園野球場は、平成25年度に策定した高鍋町公園施設長寿命化計画(以下「公園長寿命化計画」という。)に基づき、老朽化したバックネットの改修や2027年(令和9年)に本県で開催予定の国民体育大会も見据え本部席や競技環境を含め整備の方向性を検討していきます。また、今後、長期間活用していくため施設延命化を目的とした維持管理を進めていきます。
- 小丸河畔運動公園野球場本部席は、劣化が激しいことから、今後、年次的計画を検討し改修を行う必要があります。
- 高鍋海水浴場は、海水浴場開設準備期間からドア・窓の注油、放送設備や救護機材などのメンテナンスや清掃を行います。
- 施設の老朽化の度合いや点検・診断等に基づき、予防保全の必要性が高い施設から修繕等を実施します。更新する場合は、統廃合の方針との整合性を図りながら判断していきます。

④ 安全確保の実施方針

- 高鍋総合運動公園野球場の本部席は、劣化により壁のひび割れ等が発生しているため専門家

による安全点検の実施が必要です。

- 快適な競技環境の提供とともに利用者の安全確保を最優先し、危険性の高い損傷箇所や老朽化の度合いが著しい箇所から重点的に対策を進め事故防止に努めていきます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 高鍋総合運動公園野球場の本部席は、1978年（昭和53年）に建設されていることから、耐震診断を実施した上で今後の整備の方向性を検討していきます。
- 小丸河畔運動公園野球場の本部席は、劣化が著しいため、耐震診断・耐震化の実施も踏まえ修繕の方向性を検討していきます。
- 新耐震基準（1982年以降）の施設については、耐震化の必要はありませんが大規模災害発生等に備えるため必要な改修を進めます。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 高鍋町総合体育館は、2020年度（令和2年度）から2021年度（令和3年度）にかけて大規模改修を行い、長寿命化を図りました。
- 長寿命化計画の策定予定のない施設についても、将来的な施設利用の方向性や老朽化の度合いを比較検討しながら、予防保全の考え方にに基づき改善等を実施していきます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- スポーツ・レクリエーション施設については、多くの町民に利用され、住民間の親睦や健康増進の活動基盤となっていますが、人口減少や老朽化対策のコスト等を総合的に検討しながら、施設の有効活用と最適化を図る上で統廃合が必要な施設について段階的に整理を進めていくものとします。

(4) 産業系施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
農産物加工施設	南高鍋8243番地9	1	122.74	2012～	9	22

① 現状及び課題

- 農産物加工施設は、2012年度（平成24年度）に建設されたため、現時点で不具合等は見られません。

② 点検・診断等の実施方針

- 農産物加工施設に義務付けられている法令点検等としては、浄化槽点検・清掃があり、専門業者等による法定検査及び清掃などを実施します。その他、施設の予防保全や衛生管理のため職員の目視による日常・定期点検を実施します。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 農産物加工施設の修繕計画の予定は、現時点ではありませんが、点検・診断等により損傷や不具合が発見された場合は、必要な修繕を実施していきます。

④ 安全確保の実施方針

- 農産物加工施設は、現時点では施設の危険性はありませんが、損傷個所や不具合が発見された場合は、利用者の安全を最優先して必要な対策を進めていきます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 農産物加工施設は、新耐震基準（1982年以降）の建物であるため耐震改修・診断の必要はありません。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 農産物加工施設は、現時点では長寿命化計画の策定予定はありませんが、必要に応じて検討をしていきます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 農産物加工施設は、現時点では統廃合の予定はありませんが、利用状況や維持管理コスト等を総合的に判断しながら方向性について検討していきます。

(5) 学校教育系施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
高鍋東小学校	北高鍋4600番地	32	7,683.04	1958～1993	28～63	15～47
高鍋西小学校	上江1951番地	25	5,449.82	1960～2016	5～61	15～47
高鍋東中学校	北高鍋3321番地	10	5,531.00	1969～1988	33～52	31～47
高鍋西中学校	持田1524番地	15	6,065.00	1967～1988	33～54	9～47
高鍋町中学校給食共同調理場	南高鍋1688番地1	3	661.93	1994～	27	31～34

※用途別施設数には、屋内運動場、附属棟及び倉庫等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- 東小学校の現在の校舎は、1959年～1968年（昭和34年～43年）に建築され、大規模改修を1984年～1986年（昭和59年～61年）に実施しています。非構造部材（外壁等）の耐震化工事が2014年度（平成26年度）に完了し、トイレの洋式化工事が2016年度（平成28年度）に完了しています。現在は、国庫補助を活用して空調設備の改修を進めています。
- 西小学校の現在の校舎は、1959年～1979年（昭和34年～54年）に建築され、その後大規模改修等は実施していませんが、外壁等の非構造部材の耐震化工事が2014年度（平成26年度）に完了し、トイレ洋式化が2018年度（平成30年度）に完了しています。今後は、空調設備の改修を進めていく予定です。
- 東中学校の現在の校舎は、1970年～1988年（昭和45年～63年）に建築され、1991年（平成3年）に大規模改造を実施しています。外壁等の非構造部材の耐震化工事が2015年度（平成27年度）に完了し、トイレ洋式化が2020年度（令和2年度）に完了しています。今後は、空調設備の改修を進めていく予定です。
- 西中学校の現在の校舎は、1972年～1986年（昭和47年～61年）に建築され、1992年（平成4年）に大規模改造を実施しています。非構造部材（外壁等）の耐震化工事は屋内運動場を除き2016年度（平成28年度）に完了しています。現在、2020年度（令和2年度）より、トイレの洋式化の工事を進めており、その後に空調設備改修を進めていく予定です。

- その他各校とも、劣化が顕著になっている校舎や屋内運動場の床及び内部壁の改修、高効率照明設備への改修などが控えていることに加え、耐用年数を超過した電気工作物や空調の循環ポンプなど老朽化した設備の対応が課題となっています。特に空調設備は、空調冷媒が2020年（令和2年度）に生産中止となったことから、設備更新の検討をしていく必要があります。
- 学校校舎や屋内運動場等は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難所として地域住民の避難生活の拠点施設としての役割も担うため、十分な安全性・防災機能を備えておく必要があります。

② 点検・診断等の実施方針

- 学校教育系施設に義務付けられている法令点検等としては、学校環境衛生基準（学校保健安全法）及び学校給食衛生管理基準（学校給食法）に基づく各種検査、消防用設備点検・防火対象物点検、電気工作物保安管理、空調・自動制御機器保守点検などがあり、資格者や専門業者等による定期点検や管理委託等を実施します。
- 建築基準法第12条による定期点検の対象外となる施設であるため、教職員による月1回安全点検の実施、随時の用務員による軽微な補修等への対応など日常点検及び周期点検を徹底し、児童生徒の安全や施設性能の維持に努めます。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 現時点では、簡易な進捗管理用の年次計画はありますが、詳細な修繕計画は未策定で建替え更新の具体的な予定はありません。児童生徒の安全性の確保、快適な教育環境の充実、防災機能の維持を図るため、予防保全の必要性が高い施設から修繕等の老朽化対策や維持管理をしていきます。

④ 安全確保の実施方針

- 教職員や事務職員等による日常点検を実施し、劣化による損傷や危険箇所などの早期発見・早期対応を行い、児童生徒の安全確保及び事故防止に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 小学校は、2004年度～2010年度（平成16年度～22年度）に実施した耐震診断結果により、耐震基準を満たしているとの判定であるため、耐震改修の予定はありません。また、外壁等の非構造部材の耐震化工事は既に完了しています。
- 中学校は、2004年度～2007年度（平成16年度～19年度）に実施した耐震診断の結果、耐震基準を満たしているとの判定であるため、耐震改修の予定はありません。また、外壁等の非構造部材の耐震化工事は、既に完了しています。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 各学校とも耐震対策等の各種改修工事を年次的・部分的に実施しているため、現時点での長寿命化計画の策定はありませんが、2020年度（令和2年度）に高鍋町学校施設等個別施設計画を策定しており、今後、長寿命化改修を行っていくために2022年度（令和4年度）より、改

修のための基本計画（総合計画）の策定を進めていく予定としています。基本計画策定後は、改修に向けた実施設計業務へと進めていく予定にしています。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 各学校とも現時点では統廃合の予定はありませんが、将来的に児童数が減少し続けた場合、空き教室が増えて使用する教室を集約した際に活用しない棟が出てくることも予想されるため、児童数の推移をみながら適正規模への対応を検討していく必要があります。

(6) 子育て支援施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
わかば保育園	北高鍋3516番地11	11	568.37	1972 ～ 2014	7 ～ 49	1 ～ 50

※用途別施設数には、調理室・医務室等を用途区別に計上し、倉庫等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- わかば保育園は、1972年度（昭和47年度）に建設され築49年が経過しており、これまでも空調や配水設備など必要に応じ部分的な改修を行っています。令和3年度から令和4年度にかけて、老朽化した外壁や内装の大規模改修及び保育スペースの増築を実施します。耐震診断により、建物自体の耐震性は問題ないことが確認されており、耐震改修を行う必要はありません。

② 点検・診断等の実施方針

- 子育て支援施設に義務付けられている法令点検等としては、消防用設備点検・防火対象物点検、電気工作物保安管理があり、資格者や専門業者等による定期点検や管理委託等を実施します。
- その他非常用通報装置等の設備保守点検や保育士や職員の目視による日常点検等により劣化や機能低下の現状把握と記録を行い、適切に修繕計画等へ反映させていきます。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 令和3年度から令和4年度にかけて大規模改修を実施しますが、改修以降も園児の安全性の確保や快適な保育環境の充実を最優先に老朽化の度合いや点検・診断等に基づき、予防保全による修繕等を実施していきます。

④ 安全確保の実施方針

- 保育士や職員等による日常点検を実施し、劣化による損傷や危険箇所などの早期発見・早期対応を行い、園児の安全確保及び事故防止に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 2010年度（平成22年度）に実施した耐震診断結果により耐震性に問題はないため、耐震改修の予定はありません。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 令和3年度から令和4年度にかけて大規模改修を実施します。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 今回実施する大規模改修及び増築は、平成30年度の「高鍋町公立保育園あり方検討委員会」の答申を踏まえ実施するものであり、今後も子育て政策の拠点として、安全に施設利用ができるよう予防保全などの維持管理に取り組んでいきます。将来的には、少子化に対応した施設の有効活用や維持管理コストなどを総合的に判断した上で、施設の統廃合の方向性について検討していきます。

(7) 保健・福祉施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
福祉センター	北高鍋300番地	7	649.67	1966～	55	15～50
老人デイサービスセンター	北高鍋311番地	2	558.00	1994～1995	26～27	31～47
旧在宅介護支援センター	上江7785番地	1	84.50	1994～	27	50
老人福祉センター（中央公民館内）	上江8113番地	1	618.49	1983～	38	50
持田地区高齢者福祉センター	持田3177番地	1	320.28	2009～	12	34
老人福祉館	北高鍋311番地	2	705.00	1974～1975	46～47	22～47
老人福祉館別館（鈴木馬左也邸）	南高鍋554番地	1	185.00	1923～	98	22
高齢者等多世代交流拠点施設	上江7785番地	1	1,433.88	1972～	49	47
健康づくりセンター	北高鍋5139番地	4	1,529.69	2004～	17	31～50

※用途別施設数には、車庫、倉庫等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- 福祉センターは、宮崎県が1966年度（昭和41年度）に県高鍋農業改良普及所として建設し、1997年（平成9年）に無償譲渡された施設であり、現在は、高鍋町社会福祉協議会の事務所として利用されています。2016年度（平成28年度）にトイレ改修を実施するなど、これまで部分的な改修を行っていますが、相当の築年数が経過し施設全体の老朽化が著しいほか、特に屋根防水マットの全面が劣化し雨漏り箇所が見られます。屋根全体の改修工事を含めた大規模な改修が必要となることや、建物の耐震診断が未実施であり、改修費用には多額の費用がかかることが予想されることから廃止を検討していきます。
- 老人デイサービスセンターは、1993年度（平成5年度）に整備し、高鍋町社会福祉協議会に委託し運営していましたが、現在は、デイサービスセンターとしては使用しておらず、2022年度（令和4年度）に改修が予定されているわかば保育園の仮園舎として使用しています。現時点では、施設の更新予定はありませんが、今後の施設の在り方や計画的な維持管理の方向性などを検討していく必要があります。
- 旧在宅介護支援センターは、1993年度（平成5年度）に整備後、一時期休止状態でしたが、平成28年8月からNPO法人が行政財産使用許可により使用しています。現時点では、建物の法定耐用年数の残り期間が長いことから、具体的な施設更新の予定はありませんが、使用許可条件により修繕経費に応じて費用負担を決め維持管理しているため、将来的に多額の経費をかけて修繕及び設備投資して施設を存続させていくべきかが課題となっています。
- 持田地区高齢者福祉センターは、老人福祉法に規定する老人福祉センターとして2008年（平

成 20 年) に整備し、2011 年度 (平成 23 年度) から「高鍋町持田地域まちづくり協議会」を指定管理者として管理委託しています。今後も維持管理コストや利用状況を踏まえ老朽化対策を検討していきます。

- 老人福祉館は、令和 4 年 2 月から高鍋町シルバー人材センターの事務所として利用されています。高齢者をはじめボランティア団体の各種講座やサークル活動など年間を通じて多くの方に利用されている施設です。1973 年度 (昭和 48 年度) に建設され、平成 12 年に大規模改修が実施されています。現状は老朽化が進んでおり、改修には高額な費用が見込まれることから、集約化・廃止も含めた検討を行っていきます。
- 老人福祉館別館は、1923 年 (大正 12 年) に建築された旧武家屋敷で、1954 年 (昭和 29 年) から町所有となり、現在は、高鍋町社会福祉協議会の事業の提供場所として利用されています。2020 年 (令和 2 年) に国の登録有形文化財 (建造物) に指定されましたが、築年数が相当経過しているため老朽化が著しく、特に土倉部分は基礎部分の劣化により建物自体が沈み、雨漏りするなど早急な改修が必要です。今後は再生と活用のために関係団体と協力し検討することとしています。
- 高齢者等多世代交流拠点施設は、宮崎県が 1972 年度 (昭和 47 年度) に建築した旧特別養護老人ホーム舞鶴荘を 2012 年度 (平成 24 年度) に町が譲渡を受け、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の提案型事業により整備し 2013 年 (平成 25 年) 7 月から供用開始しています。2020 年度 (令和 2 年度) から 2022 年度 (令和 4 年度) の期間で NPO 法人を指定管理者として管理委託しています。今後も継続して使用する場合は、多額な改修費用が必要となることや、山中にあるため樹木管理が必要となってくるため、廃止を検討していきます。
- 健康づくりセンターは、2004 年度 (平成 16 年度) に建設され築 15 年以上を経過し、床板の傷みやタイルの剥離など修繕箇所が目立って多くなってきています。今後は、安全性とコストを踏まえた維持管理を検討していく必要があります。

② 点検・診断等の実施方針

- 健康福祉施設に義務付けられている法令点検等としては、消防用設備点検・防火対象物点検、電気工作物保安管理、浄化槽点検・清掃、受水槽清掃、冷凍空調機器冷媒管理 (フロン法) があり、資格者や専門業者等による定期点検や管理委託等を実施します。
- その他空調機器、自動ドア、プールろ過システムなどの保守点検、利用者からの不具合等の報告、職員及び指定管理者等の目視による日常点検等により劣化や機能低下の現状把握と記録を行い、適切に修繕計画等へ反映させていきます。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 福祉センターは、老朽化が著しいため対策が必要になりますが、今後の施設利用の方向性や耐震化等の状況を見ながら廃止を含めた検討を行っていきます。
- 老人デイサービスセンターは、利用者による定期点検を行い必要な修繕を実施します。
- 旧在宅介護支援センターは、利用者による定期点検を行い必要な修繕を実施します。利用者による修繕が困難な場合は、施設の廃止を含め利活用の方向性を検討し、対応を判断します。
- 持田地区高齢者福祉センターは、指定管理者による定期点検を行い必要な修繕を実施します。
- 老人福祉館及び健康づくりセンターは、現時点では修繕計画等の策定予定はありませんが、

今後の施設の在り方や計画的な維持管理の方向性などを検討していく必要があります。

- 老人福祉館別館は、文化財指定を受け、関係団体と維持管理の方向性を検討していきます。
- 利用者の安全確保や高齢者にやさしいバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく施設機能の充実を図るとともに、職員等による点検及び診断等を行い損傷や不具合が発見された場合は、予防保全の必要性が高い施設から修繕を実施していきます。

④ 安全確保の実施方針

- 老人デイサービスセンター及び旧在宅介護支援センターは、施設の老朽化が進み危険性が認められた場合は、施設の廃止も含め対応を検討していきます。
- 老人福祉館及び健康づくりセンターは、今後の施設の在り方や計画的な維持管理の方向性などを検討していきます。
- 利用者の安全を最優先し、危険性の高い損傷箇所や老朽化の度合いの著しい箇所から重点的に対策を進め事故防止に努めていきます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 老人福祉館別館は、文化財指定を受け、耐震診断及び耐震化の実施について判断していきます。
- 高齢者等多世代交流拠点施設は、1996年（平成8年）に宮崎県による耐震診断を実施済みであり、耐震性能基準を満たしているため、補強の必要はありません。
- 旧耐震基準（1981年以前）の施設については、将来的な施設利用の方向性や安全性を考慮し、耐震診断・耐震化の実施を検討します。
- 新耐震基準（1982年以降）の施設については、耐震化の必要はありませんが大規模災害発生等に備えるため必要な改修を進めます。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 長寿命化計画の策定予定のない施設についても、将来的な施設利用の方向性や老朽化の度合いを比較検討しながら、予防保全の考え方に基づき改善等を実施していきます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 老人デイサービスセンター及び旧在宅介護支援センターは、当面の間は廃止しませんが、大規模な修繕が必要となった場合又は使用者において修繕が困難な場合には、施設の将来的な利活用の方向性などを踏まえ、廃止を含めた対応を検討していきます。
- 将来的な施設利用の状況及び老朽化対策を含めた維持管理コスト等を総合的に検討しながら、施設の有効活用と最適化を図るために統廃合が必要な施設を整理していきます。

(8) 行政系施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
高鍋町役場本庁舎	上江8437番地ほか	6	4,050.50	1976 ～ 2015	6 ～ 45	12 ～ 50
高鍋町役場庁舎別館	上江8437番地	1	656.71	2015 ～	6	38
旧高鍋町役場庁舎第2別館	上江8335番地	3	776.70	1970 ～	51	15 ～ 50
消防機庫 第1部	蚊口浦20番地13	1	56.82	1992 ～	29	47
消防機庫 第2部	北高鍋2100番地222	1	66.42	2010 ～	11	47
消防機庫 第3部	北高鍋3628番地3	1	67.22	1999 ～	22	47
消防機庫 第4部	高鍋町807番地	1	56.82	1996 ～	25	47
消防機庫 第5部	南高鍋542番地6	1	67.22	2001 ～	20	47
消防機庫 第6部	南高鍋7161番地28	1	49.85	1989 ～	32	47
消防機庫 第7部	上江8161番地	1	56.82	1995 ～	26	47
消防機庫 第8部	上江2134番地7	1	56.82	1990 ～	31	47
消防機庫 第8部 老瀬分庫	上江5613番地2	1	8.00	1990 ～	31	22
消防機庫 第9部	上江7129番地11	1	67.22	1998 ～	23	47
消防機庫 第10部	持田796番地	1	50.00	1987 ～	34	47
消防機庫 第11部	持田2708番地2	1	49.85	1989 ～	32	47
消防機庫 第12部	北高鍋1040番地2	1	67.22	1976 ～	45	47
消防機庫 第13部	南高鍋12026番地1	1	56.82	1991 ～	30	47
高鍋町防災センター	上江8437番地	6	273.48	2009 ～	12	31 ～ 38
高鍋町役場機材倉庫	上江8336番地	1	368.00	1991 ～	30	31
蚊口西の二地区津波避難タワー	蚊口浦5171番地	1	216.13	2018 ～	3	38
樋渡地区津波避難タワー	北高鍋2100番地72	1	158.28	2019 ～	2	38

※用途別施設数には、車庫、倉庫等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- 本庁舎は、1976年度（昭和51年度）に建設され、老朽化が進行しているため長寿命化を含めた施設の在り方を検討し、計画的に改修を進めています。温室効果ガスの抑制と自然エネルギーの活用を図るため、2010年度（平成22年度）に空調システム改修、2011年度（平成23年度）に屋上断熱改修、太陽光発電装置導入、照明器具改修（庁舎照明LED化）、耐震強度不足及び老朽化対策のため2014年度（平成26年度）に耐震補強及び大規模改修工事を実施しています。また、2017年度（平成29年度）に災害対策機能の維持に係る非常用電源の確保に向けた非常用発電設備導入を行っています。今後は施設状況の把握により、事後保全及び予防保全等を併用しながら、コスト縮減・平準化を図り、安全・安定した状態を保つよう努めます。
- 庁舎別館は、2015年度（平成27年度）に建設された施設であり、今後、長期間使用し続けることができるよう予防保全による維持管理を進めていきます。
- 防災センターは、備蓄倉庫や災害発生時の第1次指定避難所としての機能を備えた防災拠点施設として2009年度（平成21年度）に建設された施設であり、建築年数がそれほど経過していないため、建物本体機能を損なう不具合はありませんが、外壁や底部分の塗装の劣化が目立ちはじめたので予防保全による早めの補修を検討しています。
- 消防機庫は、1976年度（昭和51年度）から鉄筋コンクリート造による整備をはじめ、現在14箇所を管理しています。唯一第8部老瀬分庫が木造で耐用年数を経過しているため、今後、コストや利用状況にあわせた老朽化対策や統廃合を検討していきます。

- 機材倉庫は、1991年度（平成2年度）に建設された施設であり、老朽化をみながら目視等による点検を行い修繕しながら活用していきませんが、資材管理の在り方を踏まえ、将来的に更新を検討する必要があります。
- 蚊口西の二地区津波避難タワー及び樋渡地区津波避難タワーは、それぞれ2018年度（平成30年度）、2019年度（令和元年度）に建設されている新しい施設のため不具合等は有りません。

② 点検・診断等の実施方針

- 本庁舎等については、消防用設備点検・防火対象物点検、電気工作物保安管理、受水槽清掃、空気環境測定などの法令に基づく設備点検等を資格者や専門業者等により実施します。
- 職員による清掃や目視等の日常点検などを実施して劣化や不具合の現状把握と記録を行い、適切に修繕計画等へ反映させていきます。
- 消防機庫は、日常的に消防団員による清掃・点検が実施されているほか、消防団幹部による定期点検も毎月1回実施されています。さらに町行事として公開機庫点検が年1回実施されるなど、全体的な管理の行き届いた点検体制が確立されています。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 消防機庫については、消防団員による点検・不具合箇所の報告に基づき必要な修繕を実施していきます。また、機庫全体の老朽化をみながら年次的・効率的に修繕していくため修繕計画の策定を検討していきます。
- 防災センターは、災害発生時の第1次指定避難所であり、緊急な事態においても避難者等が快適に利用できるよう日頃からのメンテナンスが重要であり、階段手すりの劣化や塗装の剥離など簡易な修繕は、引き続き職員対応で実施し、外壁や屋根底部分などは老朽度合いを見ながら必要な修繕を行い、施設の長期使用を図っていきます。
- 施設の老朽化の度合いや点検・診断等に基づき、予防保全の必要性が高い施設から修繕等を実施します。更新する場合は、統廃合の方針との整合性を図りながら判断していきます。

④ 安全確保の実施方針

- 行政系施設は、災害対応時の拠点施設としての役割も担うため、緊急対応時に備え不具合等は早期改善しておく必要があります。また、利用頻度や老朽度合いの高い施設から優先的に整備を進め、事故防止等の安全確保に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 本庁舎は、2013年度（平成25年度）の耐震診断を踏まえ、2014年度（平成26年度）に大規模改修とあわせて耐震改修を実施しており耐震基準を満たしています。今後も大規模災害時に備えるため継続して維持管理に努めます。
- 旧耐震基準（1981年以前）の施設については、将来的な施設利用の方向性や安全性を考慮し、耐震診断・耐震化の実施を検討します。
- 新耐震基準（1982年以降）の施設については、耐震化の必要はありませんが大規模災害発生等に備えるため必要な改修を進めます。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 本庁舎及び庁舎別館については、長寿命化計画の策定予定はありませんが、施設を長期間使用し続けるため定期点検等による予防保全に取り組みます。
- 消防機庫は、定期的な点検や予防的な修繕等を実施し、長寿命化による使用期間延長に向けた維持管理を行います。
- 長寿命化計画の策定予定のない施設についても、将来的な施設利用の方向性や老朽化の度合いを比較検討しながら、予防保全の考え方にに基づき改善等を実施していきます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 本庁舎等については、安全性及び機能性を確保しながら継続使用による維持管理を進めていきます。
- 第8部老瀬分庫は、今後の人口動態や利活用の状況のほか、消防団編成や消防防災機能への影響等を判断した上で、統廃合を検討していきます。
- 将来的な施設利用の状況及び老朽化対策を含めた維持管理コスト等を総合的に検討しながら、施設の有効活用と最適化を図るために統廃合が必要な施設を整理していきます。
- 旧高鍋町役場庁舎第2別館は除却を予定しています。

(9) 公営住宅

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
持田団地	持田3158番地1ほか	22	9,250.68	1979 ~ 2009	12 ~ 42	22 ~ 47
堀の内団地	南高鍋11736番地1ほか	17	2,073.60	1968 ~ 1973	48 ~ 53	22 ~ 24
正ヶ井手団地	持田1620番地ほか	14	1,684.80	1969 ~ 1971	50 ~ 52	22
水除団地	北高鍋5番地イほか	8	1,323.40	1974 ~ 1975	46 ~ 47	22
石原団地	南高鍋830番地	2	1,049.42	1980 ~ 2019	2 ~ 41	24 ~ 47
舞鶴団地	南高鍋7016番地ほか	45	11,074.80	1981 ~ 2020	1 ~ 40	22 ~ 47
川田団地	上江2120番地	4	268.28	1986 ~	35	22
小丸団地	持田1424番地	28	5,396.14	1986 ~ 1989	32 ~ 35	22 ~ 47

※用途別施設数には、公民館・自転車置場・倉庫等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- 持田団地には、中層耐火3~5階建、準耐火2階建、木造平屋などの住宅計15棟(22施設)が建設されています。そのうち1棟・2棟は、築43年を経過しているため、住宅長寿命化計画に基づき順次、屋根防水・外壁改修・配管改修等を実施し、長寿命化・バリアフリー化を図り居住性を高めていく必要があります。その他の棟については、築10年を経過していますが、目立った損傷箇所はないため今後も適切な維持管理を行っていきます。
- 堀の内団地は、簡易耐火平屋建の住宅16棟(17施設)が建設されていますが、全棟が築年数40年以上を経過して耐用年数を大幅に超え老朽化が激しい状態であるとともに、海岸沿いに位置することから津波対策の面も考慮し移転による建替えを検討しています。現在、新規入居者は募集せず、空室となった所は政策空家として管理しています。
- 正ヶ井手団地及び水除団地は、簡易耐火平屋建の住宅が計22棟建設されていますが、築年数が40年以上を経過し、耐用年数を大幅に超えて老朽化が進んでいることから建て替えも選択

肢としてありますが、老朽度合いによる低家賃に対する需要が依然高いため、現時点では建て替えは実施せずに必要な修繕等を行い維持管理していく方針です。

- 舞鶴団地は、中層耐火 3～4 階建の住宅 10 棟（47 施設）が建設されていますが、築年数が 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいるため、住宅長寿命化計画に基づき順次、屋根防水・外壁改修・配管改修等を実施し、長寿命化・バリアフリー化を図り居住性を高めていく必要があります。
- 小丸団地、石原団地は、中層耐火 3～4 階建 6 棟（31 施設）が建設されていますが、住宅長寿命化計画に基づき全棟の屋根防水・外壁改修等の長寿命化改修を平成 30 年度までに完了しています。今後、施設を長期間使用し続けるため定期点検等に基づき予防保全を行い維持管理していきます。
- 川田団地は、木造 2 階建て住宅 4 棟が建設されていますが、築年数が 30 年以上経過し、老朽化が進んでいるため、現段階では適時修繕を行い住宅長寿命化計画改定に合わせて適切な手法を検討していきます。

② 点検・診断等の実施方針

- 公営住宅に義務付けられている法令点検等としては、消防用設備点検・防火対象物点検、高架水槽点検、浄化槽点検・清掃、エレベーター保守点検（建築基準法）などがあり、資格者や専門業者等による定期点検や管理委託等を実施します。
- その他入居者からの不具合等の報告、職員の目視による日常点検などを実施して劣化や機能低下の現状把握と記録を行い、適切に修繕計画等へ反映させていきます。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 住宅長寿命化計画に基づき、屋根防水・外壁改修・配管改修などの長寿命化・バリアフリー化を図り居住性を高めていきます。
- 持田団地は、1 棟・2 棟以外は 2006 年度～2009 年度（平成 18 年度～平成 21 年度）に建替えられており、今後も性能レベルを維持し施設を長期間使用し続けていくため、日常点検などによるメンテナンスを実施していきます。
- 堀の内団地は、別敷地への建て替えを検討中であり、通常の維持修繕のみ行っています。
- 小丸団地は、大規模改修により向上した性能レベルを維持し施設を長期間使用し続けていくため、日常点検などによるメンテナンスを実施していきます。
- 入居者からの連絡や退去時のリフォームなどにより不具合や傷みを修繕し、快適な居住環境の確保に努めます。

④ 安全確保の実施方針

- 各施設の点検業務や入居者である住民や職員等の目視による日常点検の中で不具合等が確認された場合は、危険性や老朽化の度合いを個別に判断しながら、入居者が安全に暮らせるよう維持修繕に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 持田団地 1・2 棟、石原団地、舞鶴団地、小丸団地は、旧耐震基準（1981 年以前）の建物に

該当するため、2013 年度（平成 25 年度）に耐震診断を実施しましたが、耐震改修不要の診断結果であり問題はありません。

- 堀の内団地、正ヶ井手団地、水除団地は、木造簡易耐火平屋住宅のため耐震基準がなく、耐震診断・改修ともに現時点では予定がありませんが、将来的な施設利用の方向性や安全性を考慮し、必要とする耐震対策の実施を検討します。
- 川田団地は、新耐震基準（1982 年以降）における建築物であり、耐震化の必要はありませんが大規模災害発生等に備えるため、住宅長寿命化計画改定に合わせて適切な手法を検討していきます。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 持田団地の 1 棟と 2 棟は、住宅長寿命化計画改定に合わせて適切な手法を検討し、他の棟は、築後年数が浅いため、通常の維持補修で対応しています。
- 正ヶ井手団地をはじめとした簡易耐火平屋建の団地建物は、現時点では適時修繕等を実施し、住宅長寿命化計画改定に合わせて適切な手法を検討していきます。
- 長寿命化計画の策定予定のない施設についても、将来的な施設利用の方向性や老朽化の度合いを比較検討しながら、予防保全の考え方にに基づき改善等を実施していきます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 堀の内団地は、現在、政策空家として新規入居者の募集を停止しており、時機を見て別敷地へ移転し建替えする予定です。
- 将来的な施設利用の状況及び老朽化対策を含めた維持管理コスト等を総合的に検討しながら、施設の有効活用と最適化を図るために統廃合が必要な施設を整理していきます。

(10) 公園

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
中央公園	上江8338番地	3	207.31	1996 ～ 1998	23 ～ 25	15 ～ 17
蚊口海浜公園	蚊口浦6259番地1	10	336.71	1991 ～ 1992	29 ～ 30	17 ～ 47
舞鶴公園	南高鍋6937番地2	2	53.40	1988 ～ 1989	32 ～ 33	38
宮越街区公園	北高鍋991番地	1	7.29	1981 ～	40	38
田之上街区公園	北高鍋1074番地	1	7.29	1980 ～	41	38
東町街区公園	北高鍋1367番地	1	7.29	1980 ～	41	38
小丸街区公園	北高鍋1096番地	1	7.29	1980 ～	41	38
松原街区公園	北高鍋1339番地1	1	7.29	1981 ～	40	38
石原街区公園	南高鍋825番地	1	13.29	1996 ～	25	38
蚊口街区公園	蚊口浦字茱萸原	1	7.29	1984 ～	37	34
平原街区公園	上江8178番地	2	9.04	2005 ～	16	38
畑田街区公園	北高鍋5030番地	2	14.98	2004 ～	17	38
黒谷街区公園	上江8450番地	2	31.96	2005 ～	16	17 ～ 38
城堀緑地公園	南高鍋6902番地3	2	9.76	1986 ～	35	38
蚊口児童遊園	蚊口浦19番地2	1	7.29	不明 ～	～	34
めいりん公園	上江6884番地1	1	26.29	2002 ～	19	15
長法寺公園	上江3294番地	3	85.00	2006 ～	15	15 ～ 31
老瀬農村公園	上江5916番地	1	10.00	2007 ～	14	15

※用途別施設数には、東屋・トイレ等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- 高鍋総合運動公園・舞鶴公園・小丸河畔運動公園の老朽化した施設については、公園長寿命化計画に基づき計画的に改修していきます。その他の公園施設は、塗装などの老朽化対策を実施しており、現時点では目立った損傷もないため、各種点検で異常や不具合等が発見された場合に随時改修していきます。
- 蚊口海浜公園多目的広場は、2009年（平成21年）にマリンスポーツの環境整備を目的に整備され、トイレ・更衣室の改修、駐車場の整備、パーゴラの補修などが実施されています。トイレ・更衣室は、年間を通じてサーフィン客による利用があり、不具合が発生した場合は適宜報告を受けて補修対応しています。パーゴラは、経年劣化がみられるものの大きな損傷はなく、今後も活用していくことが可能です。サーフィン場や運動広場を見下ろす場所に位置しており、景観形成に資する施設であるため、引き続き維持管理が必要となります。

② 点検・診断等の実施方針

- 公園施設に義務付けられている法令点検等としては、浄化槽点検・清掃があり、専門業者等による法定検査及び清掃などを実施します。
- その他遊具点検など、利用者からの不具合等の報告、職員の目視による日常点検などを実施して劣化や機能低下の現状把握と記録を行い、適切に修繕計画等へ反映させていきます。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 高鍋総合運動公園・舞鶴公園・小丸河畔運動公園の老朽化施設については、公園長寿命化計画に基づき年次的に改修していきます。
- 老朽化の度合いや点検・診断等に基づき、長期使用の可能性の高い施設から予防保全の考え

方に基づき修繕等を実施します。更新する場合は、統廃合の方針との整合性を図りながら判断していきます。

- レクリエーション活動や住民の憩いの場として、遊具や施設を快適に利用することができるよう職員等による点検及び診断等を行い、予防保全の必要性が高い施設から修繕を実施していきます。また、地震・津波等の災害発生時の指定緊急避難場所となるため防災機能を損なわないよう維持管理していく必要があります。

④ 安全確保の実施方針

- 利用者の安全を最優先し、通常管理の中で施設の危険性や老朽箇所の点検を行い維持補修するほか、遊具については第三者機関による専門的な点検・診断を実施し、事故防止及び安全確保に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 公園施設としては、耐震診断等の必要な施設はありませんが、将来的な老朽化や大規模災害の発生に備えるため必要と判断される改修を実施します。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 高鍋総合運動公園・舞鶴公園・小丸河畔運動公園の老朽化施設については、公園長寿命化計画に基づき、2014年度（平成26年度）から社会資本整備総合交付金を活用して、年次的に整備を実施していきます。
- 現時点において、長寿命化計画の策定予定のない施設についても、将来的な施設利用の方向性や老朽化の度合いを比較検討しながら、予防保全の考え方に基づき必要と判断される改善等を実施していきます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 現時点において、施設の具体的な統廃合の予定はありませんが、将来的な施設利用の状況及び老朽化対策を含めた維持管理コスト等を総合的に検討しながら、施設の有効活用と最適化を図るために統廃合が必要な施設を整理していきます。

(11) 供給処理施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
一般廃棄物最終処分場	持田4367番地1	3	648.69	1996～	25	31～50

※用途別施設数には、東屋・トイレ等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- 一般廃棄物最終処分場は、1996年（平成8年）から稼働開始し、ごみの埋め立ては2008年（平成20年）に終了していますが、汚水処理のため水処理棟は現在も稼働しています。建設から25年が経過し経年劣化が進んでいるため、計画的な修繕が必要となります。

② 点検・診断等の実施方針

- 一般廃棄物最終処分場に義務付けられている法令点検等としては、放流水測定（ダイオキシ

ン類対策特別措置法)、電気工作物保安管理などがあり、資格者や専門業者等による定期点検や管理委託等を実施します。

- その他維持管理業務委託による日常点検や水質検査を実施し適正な水処理性能の維持や安定的運転に努めています。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 適正な水処理及び施設の安定的運転を継続するため、施設の経年劣化や摩耗など老朽化の度合いや点検診断等に基づき、必要な設備等の修繕を実施します。

④ 安全確保の実施方針

- 埋立地からの汚水処理により周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないよう施設の処理能力を維持し、生活環境の保全に支障が生じないよう施設の適正管理及び安定稼働に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 新耐震基準（1982年以降）の建築物であり耐震化の必要はありませんが、施設の老朽化や大規模災害等に備え、今後、耐震診断を計画します。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 施設の経年劣化や摩耗など老朽化の度合いや点検診断等に基づき、計画的に設備等の修繕を実施します。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 施設閉鎖には、汚水処理完了後の環境アセスメントの手続きを実施することが前提となるため、施設の廃止は、汚水処理完了後に検討していきます。

(12) その他建築系公共施設

施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
高鍋駅前自動車等駐車場	蚊口浦5854番地3	2	365.85	1994 ~	27	24 ~ 31
高鍋駅舎	蚊口浦6221	2	424.80	1947 ~	74	24 ~ 31
教職員住宅	北高鍋1174番地59ほか	16	783.72	1988 ~ 1997	24 ~ 33	22 ~ 31
旧寿昌園	南高鍋11735番地	4	1,183.75	1974 ~ 1987	34 ~ 47	38 ~ 47
旧職業安定所	北高鍋295番地ほか	3	486.36	1962 ~ 1995	26 ~ 59	15 ~ 50
旧蚊口保育園	蚊口浦5171番地	10	351.00	1974 ~	47	38 ~ 47

※用途別施設数には、作業所・調理室等を用途区分別に計上し、倉庫等の附属施設を含む。

① 現状及び課題

- 高鍋駅前自動車等駐車場は、1994年（平成6年）に建設され、法定耐用年数を超えているものの、適正に維持管理をすることで十分に使用継続可能であると判断されます。
- 教職員住宅は、1988年度（昭和63年度）から1997年度（平成9年度）に建築された木造平屋建の住宅であり、築20年以上経過し、床材や壁等の劣化が見られます。現在は、利用者の居なくなった施設から財産処分を進めています。
- 旧寿昌園は、1974年度（昭和49年度）に町営老人ホームとして建設され、2003年（平成15

年)に廃止、2008年度(平成20年度)から2013年(平成25年)8月までNPO法人に貸与していましたが、2013年(平成25年)9月に同法人が事務所機能を旧職業安定所に移してからは、施設の利用はありません。施設の撤去・廃止には、国庫補助により施設の改修を行ったため補助金適正化法などの諸手続きを経て承認を得る必要があります。また、建物を利用するには老朽化した浄化槽の改修に多額の経費を要するため、現在は、農業政策課の防疫関係の資材倉庫として管理しています。

- 旧職業安定所は、1962年度(昭和37年度)に高鍋公共職業安定所として建設され、1994年度(平成6年度)に譲渡された建物であり、現在はNPO法人が事務所として使用しています。施設の老朽化がかなり進んでいるため、将来的には今後の利活用を含め、更新又は取り壊しによる廃止などを検討する必要があります。
- 旧蚊口保育園は、1974年度(昭和49年度)に建設され、第4次高鍋町行政改革大綱により2006年度(平成18年度)で廃園となり、障害者福祉事業所等への貸与の後、施設利用はありませんが、敷地内に津波避難タワーが2017年度(平成29年度)に完成しています。国庫補助事業による整備を1974年(昭和49年)及び1983年(昭和58年)に行ったため、施設の撤去・廃止には補助金適正化法など所定の手続きを経て承認を得ることが必要となります。また、利活用するには、老朽化により機能していない浄化槽の修繕が必要であるほか、耐震診断の実施及び排煙窓の設置をしなければならないなど様々な課題が残っています。

② 点検・診断等の実施方針

- 高鍋駅前自動車等駐車場は、日常点検の中で確認を行い、異常や不具合が発生した場合に随時補修等を行っています。
- 使用者又は職員等の目視点検により施設の劣化等の現状確認と記録をします。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 高鍋駅前自動車等駐車場は、現在のところ簡易な補修はあるものの通常使用に支障はないため、今後も適切に維持管理を行っていきます。
- 遊休施設については、今後の利活用や廃止の具体的な方向性が決定するまで、修繕計画は策定しませんが、景観保全のため必要とする維持管理を実施します。

④ 安全確保の実施方針

- 利用者の安全を最優先し、危険性の高い損傷箇所や老朽化の度合いの著しい箇所から重点的に対策を進め事故防止に努めていきます。
- 遊休施設については、防災・防犯上の危険性、衛生上の支障が生じないよう安全対策の実施を検討します。

⑤ 耐震化の実施方針

- 教職員住宅は、新耐震基準(1982年以降)の建物であるため、耐震化は必要ありません。
- 遊休施設の耐震化は、今後の利活用や廃止が定まっていないため見送りますが、防災対策の実施を検討します。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 現時点において、長寿命化計画の策定予定の施設はありませんが、予防保全の考え方に基づき必要と判断される改善等を実施していきます。
- 遊休施設については、今後の利活用や廃止の具体的な方向性が決定するまで、予防保全による改善等は実施しません。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 教職員住宅は、現在、財産処分を進めています。
- 旧寿昌園は、補助金適正化法の状況も踏まえながら、将来的には廃止を検討していきます。
- 旧蚊口保育園は、補助金適正化法の状況も踏まえながら、今後の施設の利活用方法や廃止の方向性について検討していきます。

2 インフラ施設

(1) 道路・橋梁・農道

資産及び施設名	区分	路線数	総延長
道路	1級	17本	24,940.10 m
	2級	22本	22,847.00 m
	その他	679本	232,664.90 m
	合計	718本	280,452.00 m
橋梁	1級	10本	324.20 m
	2級	16本	136.50 m
	その他	95本	821.30 m
	合計	121本	1,282.00 m
農道	—	248本	53,068.00 m

① 現状及び課題

- 道路舗装の損傷は、かなりの延長に上っているため、年次的に舗装補修を進めていきます。また、道路側溝等も経年劣化により更新の必要性のある箇所も増えています。道路改良や補修に合わせて改修を進めていく方針ですが、雨水排除の能力不足箇所を優先して実施していきます。
- 道路法の改正に伴い、橋梁については5年に1回の近接目視点検が義務付けとなり年次的に点検・補修を行っています。
- 農道は、舗装された道路で補修が必要な部分については、レミファルトで補修し、未舗装の部分は、砂利を入れるなど対応しています。
- 木橋の四季彩橋は、点検により床版等の腐食が見られ、利用者が怪我するなど事故発生の可能性が高いため通行禁止にしています。

② 点検・診断等の実施方針

- 人や車輛等が安全に通行できるようにする義務があるため、職員による日常巡回点検を実施するほか、これまでの災害発生箇所や危険箇所の定期点検を重点的に実施していきます。
- 橋梁（道路施設）は、5年に1回の近接目視点検が義務付けされており、毎年30橋程度を目安に点検を実施し、損傷度合いにより年次的に補修を実施しています。
- 農道は、道路法に準じた管理を行い、職員の日視点検等による日常点検を実施します。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 道路は、各種点検結果、通行人による報告及び要望などを踏まえ必要とする修繕を計画的に実施していきます。道路ストック総点検に基づき、損傷度の激しい箇所から優先的に補修を実施します。
- 2012 年度（平成 24 年度）に策定した高鍋町橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁定期点検の結果に基づき補修・更新を実施していきます。

④ 安全確保の実施方針

- 日常点検及び定期点検により危険と判断された場合は、通行規制を行うなどの事故防止策を講じ、安全が確認されてから規制解除を行うなど事故防止及び安全確保に努めます。
- 四季彩橋（木橋）については、事故防止のため使用禁止にしていますが、補助金適正化法による手続きを踏まえ、将来的には撤去する方向で検討します。

⑤ 耐震化の実施方針

- 点検項目には耐震判断は含まれていませんが、重要路線にある橋梁等については、耐震度判断の必要性について検討します。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 2013 年度（平成 25 年度）に実施した道路ストック総点検に基づき、損傷度の激しい箇所から優先的に補修を実施します。
- 高鍋町橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁定期点検により補修・更新等の判断をしていきます。

(2) 水道施設

資産及び施設名	区分	総延長				
水道管	送水管	1,230.80 m				
	導水管	523.10 m				
	配水管	164,763.40 m				
	合計	166,517.30 m				
資産及び施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積	供用開始年度	経過年数	耐用年数
老瀬浄水場	上江	5	180.40 m ²	1968 ~ 1995	26 ~ 53	45
鬼ヶ久保ポンプ室	上江	1	72.00 m ²	1981 ~	40	40
正祐寺ポンプ場	持田	1	72.00 m ²	1981 ~	40	40
中央管理棟	上江8434	1	— m ²	1981 ~	40	65
竹鳩浄水場	上江4880	4	843.50 m ²	1981 ~ 2005	16 ~ 40	38 ~ 40

① 現状及び課題

- 老瀬浄水場は 1968 年度に建設され、耐用年数を経過し、老朽化が進んでいるため施設の維持管理には長寿命化による改修・更新の検討が必要となります。
- 鬼ヶ久保ポンプ場、正祐寺ポンプ場は、第 1 次拡張事業の 1981 年度（昭和 56 年度）に建設された施設で、築年数が 30 年以上を経過し、ここ数年で法定耐用年数を超えるため、施設の改修・更新の検討が必要となります。
- 竹鳩浄水場は、第 1 次拡張事業で建設され、2005 年度（平成 17 年度）の第 3 次拡張事業で改修事業を実施しています。

② 点検・診断等の実施方針

- 職員による日常点検のほか、法令に基づく水質検査等を実施します。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 漏水調査に基づき計画的な老朽管の更新を実施し、漏水防止を進めていきます。

④ 安全確保の実施方針

- 安定供給及び安全な給水を実施するため水質検査など実施するとともに、安全確保のため施設の適正な管理に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 耐震管への更新及び施設の耐震化などを検討していきます。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 現時点では長寿命化計画の策定はありませんが、今後、必要に応じで検討していきます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 現時点では施設の統廃合は検討されていません。

(3) 下水道施設

資産及び施設名	区分	総延長				
公共下水道管渠	—	50,075.77 m				
資産及び施設名	所在地	用途別施設数	総延べ面積.延長	供用開始年度	経過年数	耐用年数
高鍋浄化センター	南高鍋1731番地1	9	3,676.75 m ²	1995 ~ 2007	14 ~ 26	38 ~ 50

① 現状及び課題

- 高鍋浄化センターは、1996年（平成8年）3月の供用開始からすでに26年目を迎えており、施設の約50%が標準的耐用年数を超過しています。2017年度（平成29年度）に長寿命化計画に基づく更新工事を行っているため、今後は、必要に応じ計画的な施設設備の改修・更新を検討していく必要があります。
- 2012年度（平成24年度）に策定した高鍋町下水道長寿命化計画（以下「下水道長寿命化計画」という。）に基づいて、2015年度（平成27年度）に実施設計を行い、2016年度（平成28年度）から2017年度（平成29年度）まで2ヶ年かけて更新工事を実施しています。あわせて、ポンプ等のオーバーホールや機械器具等の修繕も実施しています。
- 2015年（平成27年）11月の下水道法の改正に伴い、2017年度（平成29年度）に策定、2021年度（令和3年度）に計画の改定を行ったストックマネジメント計画に基づき年次的に修繕・更新等を行っています。

② 点検・診断等の実施方針

- 消防法に基づき、消防用施設等の点検を年に1回実施しています。また、電気事業法に基づき、高圧ケーブルや非常用発電装置等を2ヶ月に1回点検を実施しています。不具合が発見された場合は、遅滞なく修繕することとしています。

- 消防用設備点検・防火対象物点検、電気工作物保安管理などの法令に基づく設備点検等を資格者や専門業者等により実施するほか、高鍋浄化センターの運転管理業務を行う高鍋衛生公社職員によって、独自の点検票を作成し、機械、電気等の日常点検等を実施しており、異常発生時の連絡体制も確立されています。

③ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 日常点検に伴う不具合や異常箇所については、必要に応じて修繕していきます。
- スtockマネジメント計画策定後は、計画に従い年次的に修繕・更新を実施していきます。

④ 安全確保の実施方針

- 機械、電気設備に関して日常点検等を実施して、安全な運転管理に努めるとともに、老朽化した施設や不具合については遅滞なく修繕して安全確保に努めます。

⑤ 耐震化の実施方針

- 下水道長寿命化計画に基づいて、2017年度（平成29年度）に管理棟等の耐震化を実施しました。

⑥ 長寿命化の実施方針

- 下水道長寿命化計画及び2021年度（令和3年度）に策定したStockマネジメント計画に基づいて、年次的に長寿命化に取り組みます。

⑦ 統合及び廃止の推進方針

- 今後、処理場を修繕・更新していくためには、Stockマネジメント計画策定が必須条件であるため、2021年度（令和3年度）に計画策定しました。また、宮崎県生活排水対策総合基本計画に基づき汚水処理施設の広域化・共同化の検討を進めているところであり、施設の統廃合についても検討し、実効性のあるものについては、取り組んでいく予定としています。